

令和4年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第4日目)

令和4年 3月11日(金曜日)

午前9時30分開議

第27 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第27、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

4番、仁木義人君の発言を許します。

仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 4番、仁木です。通告書に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。

町内への広報、町外への情報発信について。

今までは紙媒体が主であった情報配信が、インターネットの普及によってデジタルでの情報配信も当たり前の時代になりました。

しかし、情報配信方法が増え、複雑化しやすい情報配信を、分かりやすく伝わるコンテンツにどのようにしていくかが、これからの行政広報の問題になると考えられます。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目、町民に対する広報の現状と課題は。

二つ、情報弱者に対する考えは。

三つ、現在配信している町のホームページや、各種SNSの現状と課題は。

四つ、町民へのICTを利用した広報・情報配信の考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町内への広報、町外への情報発信について」4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「町民に対する広報の現状と課題は」とのお尋ねがございました。

町の広報誌については、正しい情報を親しみやすい文章で町民にお伝えすることを目標に、日々、内容の充実に努めているところでございます。

より良い広報誌となるよう、町民の皆さまが広報紙に何を求めているか、隔年で「広報くんねっぷアンケート」を実施し、できるだけ、いただいたご意見を紙面に反映させるよう努めているところでございます。

今年度実施しておりますアンケートでは、特に「折り込みのチラシが多すぎる」ことや、高齢者からは「紙面が見にくい、読みにくい」とのご意見をいただいております、当面の課題となっているところでございます。

次に、2点目に「情報弱者に対する考えは」とのお尋ねがありました。ご質問にもあるとおり急速な技術革新に伴いまして、各地方自治体でも、インターネットを活用した情報発信が進んでいるところでございます。本町においても、ホームページや各種SNSを活

用した情報発信を実施しているところがございます。しかしながら、高齢者の方には日進月歩する情報化技術への対応に非常に苦慮している方が多くいらっしゃいます。本町においては、情報化を進めながら、従来の紙媒体による情報発信も継続し、町の発信する情報においては、いわゆる情報弱者が生まれまいよう努めてまいります。

次に、3点目に「現在、町が発信している各種SNSとホームページの現状と課題は」とのお尋ねがありました。

町では現在ホームページを中心に、SNSでの「フェイスブック」「ツイッター」を利活用しながら、インターネット上での情報発信をしております。

令和2年3月に全面リニューアルしましたホームページについては、町民アンケートでは「全体的に見やすくなった」等肯定的なご意見をいただいておりますが、「移住したくないようなホームページではない」とのご意見もいただいております。

ホームページは町民の方に正しい情報を伝えながら、同時に町外の方には地域や町の魅力を伝えるという役割もごございますので、バランス良く情報発信をしていく必要があります、今後フェイスブック、ツイッターと連動しながら町の魅力を発信していくことが課題となっております。

次に、4点目に「町民へのICTを利用した広報、情報発信の考えは」とのお尋ねがありました。

現在、ICTを利用した広報については、ホームページにおいて広報誌をPDF化し公開しているほか、その他必要な情報をできる限り最新の状態で公開しております。さらにフェイスブックやツイッターを活用して即時性のある情報発信に努めているところです。また、いわゆる保護者世代の意見集約のために、グーグル社のサービスを活用し、ウェブ上でアンケートを実施するなど、ICTの活用を進めております。今後も有効なツールを活用しながらICTによる情報発信に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、情報発信にあたりましては、あらゆる年代の町民にとって分かりやすく伝えていくことを心掛けてまいりたいと考えているところです。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今回の情報配信について、一般質問することを思い立ったことについて、まず町の広報誌くんねっぷが、先ほど町民の方にアンケートをとって、その中の返答でもあったように、各種の団体などが折り込みのチラシがすごく多くて、情報が多くて混雑して分かりづらくなっていて、大事な情報が埋もれてしまって、その大切だった情報も見逃してしまったり、そのため情報が多いことによって、こう余計にこうパラパラと見て終わりになってしまうということの、私もその声を聞いて、また個人でも同じく感じていることから、今回の質問をした経緯になります。

また、先日の大雪の時に「今日、ごみの収集があるのかな」と自分で思って、スマートフォンで町のホームページをのぞいても、そこには載っておらず、たまたま私がこうスマートフォンで「訓子府 ごみ収集」と検索したところ、町のツイッターで「今日のごみの収集は行わない」という情報を知ることができました。ツイッターで訓子府町をフォローしている方以外は、ほとんどの町民の方は、せっかくそういう情報をあげているのに、リ

アルタイムで手に入れることができなかつたのではないかと感じていることからでした。今日の情報のデジタル化が当たり前の時代になり、情報を伝える便利なツールがあるにも関わらず、情報を必要としているのに届かない現状を感じ、本町ももっと改善できる点があるのではないかと。町民にとって必要な情報がタイムロスなく手に入れることができるのではないかと思います。

まず、一つ目の町民に対する広報の現状と課題についてですが、町広報誌くんねっぷですが、先ほどお話したとおり折り込みのチラシの情報が多くて混在していたり、当たり前の話ですけども、毎月印刷して折り込みをして、そして町内会や実践会単位で配布までという流れや費用の問題や職員の方の作業や手間っていうのが、かなりこう大変なものではないのかなというふうに感じているところがあります。しかし、先ほどの答弁でもありましたとおり紙媒体ですので、もちろん確実に手元に届いて保管できたりという広報誌は必要不可欠な媒体だとは思いますが。今この町広報誌の現状のチラシの枚数や広報誌の情報量について、どのようにお考えしていますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 今、広報の現状と課題の関係で、チラシの量の多さ等についてのご質問があったかと思えます。チラシの量の多さについては、アンケートの中でも、かなりの多さのご意見をいただいております。このチラシの量を減らすことにつきましては、令和4年の5月号をめぐり、ちょっとページを増やしまして、今までチラシで出していたもの、それを広報誌の方で情報提供できるようなものにつきましては、すべて広報紙の原稿の方に入れて、チラシの減量化を図ってまいりたいと思えます。情報量につきましては、確かに伝えたい情報というのはたくさんありますので、それについては、ちょっと減らすことは難しいかと思えますけれども、同じく5月号の方で紙面の見やすさですとか、そちらの方を改善していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今年の5月の広報から、今回ちょっと見やすいデザイン、また情報量を調節してチラシの方を減らしていくというお話でしたので、ちょっと楽しみにして期待しております。また、今ちょっと答弁の中にもありましたけれども、今その広報という形で行われている月に1回の紙面での広報だけでは、情報には限界があると思えますが、その辺については、どうお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ダイレクトで、すぐ情報を伝えたいというものにつきましては、やはり今はSNSの力をお借りして発信することが必要かと思えますので、これからはSNSの方を皆さん活用してくださいというような進め方も継続したいと思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） そうですね、先ほどからSNSですとか、そういうデジタルの通信を使つての情報配信というのは必ず必要になっていきますし、どんどん活用していただきたいな私も思えます。また、この先、今の現状ですと、町民の人口の減という部分が進んでいくと考えられますけれども、配布部数がこれから減っていくことによって、作業自体はそんなに変わらないけれども、1冊当たりの実質の単価が上がるといいますか、そのよ

うなことになる可能性を考えたり、これからもっと高齢化が進んでいくと町内会や実践会単位での配布が困難な地域も出てもおかしくないと考えられますが、このようなことについては、どうお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 高齢化の関係で町内会の方でも配ることが難しいというようなことも今のところ考えてはいるんですけども、やはり高齢化されているところには広報誌はやはり紙媒体の情報で必ず必要だというふうにも考えておりますので、今後どのような形態が一番いいのかということも随時検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 私もちろん紙媒体というものは、なくす訳にはもちろんないですし、必要なものだと思います。なかなかこう今、配っていくという、町内会や実践会単位でのなかなかこう負担になっていくというところの配布方法というの、もしかしたらこれからいろいろ出てくるのかなという心配があったので、ちょっと質問させていただきました。

次に、二つ目の情報弱者についてなんですけども、本年1月に町内すべての地区で光ファイバ網が整って、高速インターネットが可能となりました。町の広報の3月号にも、今や家庭や学校、職場などでパソコンやタブレット、スマートフォンなどの機器を使い、日常生活を送る現在では、インターネット環境が必要不可欠となっておりますと載っていたとおり、私も同じく考えます。しかし、インターネットを利用したくても、高齢者などを含めた機器を使いこなすのが困難な方やさまざまな事情によって、自宅に光回線をひくことができない方も少なからずおられると考えられます。そこで、まず一つ目で、高齢者へのインターネット利用のための講習や何かこう町としてフォローする方法など、町として何か対策は考えられておりますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 高齢者のインターネットの関係の講習等なんですけれども、今、総務省の方で大手の携帯4社なんですけど、地域に出向いてスマートフォンの活用の講習を無料ですとかという事業が実施されておりますので、今後ニーズがあるとしたら、このような制度を活用して講習会を開いてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ただいま、お話あった大手4社でスマートフォンなどの勉強会をやったりというような部分がやっているというのは、今しきりにこうコマーシャルなどでもやっているの、もちろんそういうのも利用しながら、さらにやっぱり行政としまして、同じ町民の方という部分がなかなかそういう民間の業者に聞きづらかったり、なかなか個々の問題もいろいろ抱えている部分もあると思いますので、これからはそういう問題が出てきたり、そういうニーズがあったらぜひ対応をして、いろいろな方法で対応していただければと思います。また、費用の問題なので、光回線をひきたくてもひけないようなご家庭というものもあるかと思うんですけども、そういうものに対して何か補助などを考えることはできないでしょうか。通信費用とかは、また別で、自宅にそこまできて回線を引き込む工事っていうのがどうしても必要だと思うんですけども、何かそういう部分で

引きたくてもひけない家庭への補助というのは考えることはできないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 光回線を自宅の前のところまでインフラとして整備するというのに対しましては、公共的なものになると思うんですけども、そこから自宅の方に引き込むことにつきましては、個人の財産に対する補助ということにもなってきますので、もろもろ検討しなければ、今現段階ではすぐには即答しかねるような、かなり協議を進めなければならないかなというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今、ご答弁であったとおり、確かに個人の財産になる部分になるので、なかなかこう行政として補助という形では取りにくいという部分であれば、何かこうこれからそういうご家庭というの、これから情報の把握という部分も必要だと思いますけど、何かこう引きたくても本当は引けない。そのために情報が手に入れないという家庭を少しでも少なく、またなくせるような方法を考えていただきたいと思います。今のは個人の家庭のお話でしたけども、今現在で、今というのは、個人で回線を引いている方もいらっしゃると思うんですけども、公営団地に住んでいる方ですね、個人で回線を引いている方もいらっしゃると思うんですけども、公営団地などの町の住宅のすべてに町で光回線の工事を行って光回線を引くことはできないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、公営団地の中で光回線を引かれないかということをございますけども、一応、公営団地の整備基準という中で国で定められてますので、その中には入っていないということをございます。あくまで今、総務課長言ったように個人の財産の部分が多いですので、現段階では難しいかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 個人の家部分であれば、個人の財産という部分にはなると思うんですけど、今この現代、情報を手に入れるという手段として、例えば公共団地、公営団地などに電話回線の口までは引っ張ってある工事ですとか、例えば今当たり前に使っている水道ですとかガスというようなインフラは整っているのが現状であるんですけど、光回線というものも特にそういうものと変わらないという時代になっていて、そこまでの引くという部分については、町が用意してもいいようなものだとも考えられますけども、引き続き、ここの部分についてはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、その部分はどうかということをございますけども、大変、今すぐということは大変難しいですけども、これは国の基準とか、その辺の制度の問題、あと他町村の事例等も含めてですね、今、非常にそういうインターネットの関係、環境もきてるということで、ちょっとその辺については調査研究させていただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） これから検証含めて考えていただきたいと思えますし、回線を自宅まで引っばって、そこから例えばWi-Fiの機器をつけたり、自分で契約するという

のは、もちろん個人の部分ですので、その部分に対してというのは、なかなか難しいのは分かりますけども、インフラとして光回線を自宅までひっぱるとい部分についてだけでも少し、何かこう公共団地についても考えていただければなと思います。

続いて、三つ目の現在、配信している町のホームページや各種SNSとの現状と課題はについてですけども、現在、町の公式のホームページ、公式のSNSとしてツイッターやフェイスブックが利用されていると先ほどの答弁でもありましたとおり、さまざまな情報発信を町としてしているのに、なかなかこう広く広角的に伝わっていないのかなってところが正直感じています。せっかく町として情報配信をしているのであれば、効率よく効果的に使えることがベストだと考えます。現状としまして、まず町の魅力や情報を町外に発信をできてると思いませんか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 町長の答弁でもありましたとおり、町内に対する情報提供につきましては、広報ともリンクしながら、皆さんにお伝えすべき情報は伝えれるとは思っているんですけども、こと町外に対する町の魅力の発信については、ちょっと不十分かなというふうに担当としては思っているところでございます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今、課長の方のお話でもあったように、私もなかなかこう町外に対するアピールや町の魅力というのが、なかなかこう伝えきれていないのかなというふうにも感じますし、先ほどホームページを新しくしたという部分があって、その中で町内の方からも、移住定住したくなるような内容のホームページではないというようなご意見もあったようなんですけども、私もそういうふうに少し感じる場所があって、今回この質問になっているんですけども、今現状として、ホームページですとかSNSの情報をアップするまでに、行政の中として、どういう流れによって行われていますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） インターネットを利用した町の情報発信なんですけれども、まずホームページにつきましては、各課でページを作成して、総務課の広報IT係の方で中身を確認して、言いまわし等、法令等を確認しながら順守しているかということを確認しながらアップしている。ツイッターとフェイスブックにつきましては、各課から載せたい情報を原稿として預かりまして、中身を同じように確認して、言いまわしとか法令順守とかを見ながら、広報IT係の方で投稿しているというような手順を踏んでおります。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今この情報を更新するというか、アップするまでの流れというのは各課から情報を集めて、総務課の方でチェックしてフェイスブックなりツイッター、またホームページという部分でアップするというような形をとられているというお話だったんですけども、そういうふうに、今見てるところ2日に1回とかいろいろ情報を発信していると思うんですけども、これからそういう情報を引き続きこうあげていくのに対して、今の流れとか人員とか、そういう部分に対して問題は今のところありませんか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 現状、主に担当している職員1人なんですけれども、アップしてる情報の情報量としては、1日1個以上は必ずアップしているような状況でございま

先ほどからお話しているように、なかなかこう、そちらのSNSですとか、デジタルの情報発信ばかりになかなかこう普段の仕事の内容として力を入れていくというのなかなか大変だと思うので、町外向けの町のPRの情報発信がメインにツイッターとインスタグラムによって情報配信をもしあたるのであれば、任務内容にSNSを利用した町のPR活動とあったように、4月から任務される地域おこし協力隊の方に、町外向けの情報発信としてお任せしてしまうというのはいかがでしょうか。もちろんお任せしてしまうというのは全てという部分ではなくて、もちろん負担になりすぎて重荷になってしまうというのももちろん問題にはなるとは思うんですけども、そして公式ということで、最低限のチェックは必ず必要かもしれませんが、今回採用された協力隊員が若い年代でそういうSNSなどに慣れているということもありますし、町外の方が町の魅力を知ったときに、それを率直な気持ちで町外向けに発信するというのが町外向けの町のPRの一番の方法だと考えますけどもいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 先ほど総務課長が答えてましたけども、ホームページだとかSNSの広報の担当1名ということでしたけども、これ専門で専任ではないんですよ、広報紙の取材ですとか、それから広報誌の作成ですとか、そういったことも兼ねながら、同じ広報ですからあれですけども、そういった取り組みをやっています。仁木議員も今言われたように、人材的にですね、豊富な状況にはないということもご理解いただいた上で、ただ、できる限りのそういった広報活動に努めてると。SNSも活用しながら進めているということでご理解まずいただきたいと思います。それから今回の4月からの地域おこし協力隊員の方、こちらで今、考えているのは、移住定住だとか、そういったことをメインに行っていきますけども、もちろん当然、町の魅力ですとか、そういったことの発信などもInstagramだとか、そういったことも活用しながらやってくれるんじゃないかなと期待していますんで、その点ご理解いただきたいと思います。それから、町の発信の関係では、町の広報以外にもですね、オホーツクでの管内でのポータルサイトもってますし、どちらかというとな全国的にはオホーツクの方が入っていきやすいという、そういったこともありますんで、そういったオホーツクのポータルサイトなども活用しながらですね、町の魅力発信等を行っていききたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今、ご答弁のありましたとおり、なかなかこうやっぱり今、人材の豊富でないという部分などがやっぱり感じますし、何か新しいことを始めるとなれば、またなおさら重荷になってしまうという部分が増えてくるとは思います。今、お話にあったとおりこれからの地域おこし協力隊という方が町外への情報発信という部分についてはつながるのではないかとということだったので、ぜひどんどん活用していただいて、町の魅力、訓子府の魅力というのを伝えていければなというふうに考えていますので、お願いいたします。

今、現代として、皆さんもそうだと思いますが、何かを知ろうとしたとき、スマートフォンでネットを利用して調べることが、まず第一の当たり前だと思います。調べたときに何かこうおもしろい情報が出てこない興味持ってもらえることがまずなくて、逆

にいろいろなこう情報がいろいろ出てくると興味を持っていただけると思いますので、町外へのまめなSNSでの町の魅力発信は、結果として地域おこし協力隊の任務の目的での移住定住につながるのはもちろん、例えばこう来町していただく、訓子府に来ていただいて、訓子府で何か買い物をしたり、食事をしていただくというような、つながるような経済効果や、また訓子府の町というところの魅力を知らせていただくことによって、ふるさと納税などにもつながるといふふうにも考えられますので、ぜひですね、積極的なこれからの活動を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

四つ目の質問なんですけども、町民へのICTを利用した広報、情報発信の考え方はについて、最初に冒頭でお話しましたように、紙媒体での広報誌というのは、もちろん絶対に必要だと考えますけども、月1回の情報配信では、なかなかこう伝えきれないことがあったり、またタイムロスが発生してしまうなどのデメリットも少なからずあるかと思えます。現在さまざまなコンテンツが世の中に用意されていて、利用ができる状態にもあるにもかかわらず、利用をしない手はないと思います。今現在、総務省のホームページによると令和3年のスマートフォンの世帯保有率、個人じゃなくて世帯での保有率というのは8割を超えていて、パソコンやタブレットなどの端末を入れるとそれ以上の割合になると考えられます。町内でも同じような状況だと考えると、町民へのICTを使った、先ほどのホームページですとか、SNSを使ったというような部分でのICTでの情報発信を利用しない理由はないと思いますし、今現在されていると、もちろん思いますが、それをさらに進めていく必要があると思います。先ほどSNSの説明をしましたが、SNSでもちょっと利用され方が違うものに、ここに皆さんも利用されている方が多いと思えますけども、LINEというアプリがあります。LINEというものはメッセージチャット系のSNSと呼ばれることもあって、国内で約、今、8,400万人が利用されているそうです。これは日本の人口の約67%にあたって、単純に訓子府町民で置き換えると3千人以上が利用されている計算上にはなります。このユーザー数が多いLINEを利用するのが情報配信には必要ではないかと考えられます。LINEというものがLINE自体から提供されているサービスの中に地方公共団体プランという自治体向けのサービスがあります。LINEアプリを利用されている方はもちろん分かると思うんですけども、訓子府町というものが公式のアカウントを作って、それが町民の方たちが友達になることで、町が配信した情報をリアルタイムに必要な情報を手に入れることができます。しかも基本的なものに対しては利用料金もかからないようです。ちょっと調べてみるとオホーツク管内でも美幌町、小清水町、興部町、大空町が利用しているようです。このLINEの良いところは、必要な情報をユーザーに直接配信することであり、広報はもちろん、イベントの情報や各課からの情報、また、災害時を含めた緊急時の情報まですぐに送ることができます。ぜひこのLINEを使った情報配信サービスというものを始めるという考えはありませんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） LINEを使用しないかというようなご質問でございまして、令和2年の3月にホームページをリニューアルした際に、同じくSNSを導入してまいりました。その時に選定の対象になったのがツイッター、フェイスブック、インスタグラムとLINEでございました。ツイッターとフェイスブックにきましては、幅広い年齢層で

使われているということで、先ほど仁木議員が言ったような理由もありましたので、採用を決めました。インスタグラムにつきましては、仁木議員おっしゃるとおり動画、静止画ですね、の共有サイトでございますので、文字媒体だけの発信を主とするような地方公共団体の情報でしたので、インスタグラムはちょっと使わないと。LINEにつきましては、当時採用する時に、その時もシェアが一番大きいようなSNSだったんですけども、当時、LINE社が中国の企業に業務を委託しておりまして、その中国の業者の中で情報の閲覧が可能だったこととか、あと身分認証用の保険証ですとか、医療免許とかの画像データが韓国で保管されてたというようなことで、情報セキュリティ上の問題があるということで、LINEを選定しなかったという経緯がございます。LINE社としては、昨年、すべての主要なデータは国内に移設したと。あとはセキュリティポリシーも新しく策定したということで、安全ですというようなことを発表はしたんですけども、いかんせんちょっと地方公共団体ですので、不安を完全に払しょくしなければ活用はできないなという立場をとってありましたものですから、LINEは扱っておりませんでした。先ほどおっしゃったように、管内では5町村がLINEを使って、今、情報発信をしているところでございます。LINEの情報をもつ即時性ですとか、手軽に使えるとか、そういうところもかなり有用であるというふうには担当としては考えておりますので、今後もろもろ調査しながら前向きにLINEの利用を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） LINEの採用について、前向きにお考えいただけるということですので、ぜひ、もちろんセキュリティですとか心配な部分というのがあったり、ほかのSNSもそうですけども、個人情報の問題ですとか、そういうのはもう当たり前前に守られるというような条件での利用というのは、私の方も考えはありますので、よろしくお願ひします。またですね、LINEというのは先ほど言ったように、あくまでメッセージを配信するアプリなので、利用方法はほかのちょっとSNSとはちょっと限られてしまうんですけども、ホームページというものに対しては自分でこう何か知りたい時に自分で必要なところに検索して行って、入っていかないと情報が手に入れないというようなデメリットもあります。いつでも先ほどご返答の中にもありましたとおり緊急な時も含めて、いろんな情報がいつでも更新されて情報を配信するという部分ではLINEというのは活用はもちろんなんですけども、そのほかに、いつでも情報が更新をされやすいような、訓子府町の公式のアプリなどを利用するような考えはありませんか。先ほどのLINEじゃないんですけども、自治体用のアプリというのを調べてみると、いろんな全国の各社が用意していて、町からの各種情報の配信はもちろんなんですけども、子育てとか教育の情報、また高齢者の見守り機能、また災害時などの防災マップなどの防災情報など、さまざまな機能が利用できるそうなんですけども、このような、ちょっとSNSとかホームページとちょっと違うんですけども、アプリケーションを利用するというような考えはありませんか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 自治体アプリと呼ばれるものを使わないかというようなご質問だったかと思います。自治体アプリの存在自体は認知はしておりました。ただ、今、仁

木議員がおっしゃったような情報については、一応、ホームページの方では網羅しているとは考えておりますので、それについては導入するという検討もまだしてない状態でございます。今回ご提案もいただきましたので、これからその有効性ですとか効果、あとはどれぐらい経費がかかるですとか、どれぐらい労力がかかるのか、今後研究させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 先ほどからお話させていただいているように、ホームページっていうのがどうしてもやっぱりこう、自分でこう情報を見つけにいかないと、なかなかこう見つけられなかったり、冒頭にちょっとお話をさせていただいたとおり、例えば、私が今日大雪など何かあった時に、ごみの収集があるのかなって例えば思った時にホームページでこう探そうと思ったら、検索してホームページに入って、そこから各課のページに入りますと、更新の情報がないとか、必要なところまで入っていくという手順ですとか、なかなかそこまでたどり着かないという部分があると思うので、もしそういう専用のアプリがあれば、いつでも最新の情報は更新されて一番上にアップされますし、タブレットやスマートフォンを開いた時点でいろんなその最新の情報がアップされているような、そういうものを利用できるようなので、ぜひこのアプリという部分にも考えていただきたいなと思っております。もしこのアプリを利用するには、例えばスマートフォンとかタブレットというものをアプリに、皆さんもいろいろアプリをダウンロードしていると思うんですけども、スマホなど端末を持っていない方とか、持っている方はいいんですけども、持っていない、通信機器を持っていない方にとっては情報を手に入れることができないなど、情報の格差が生まれてしまうため、なかなか町民平等に情報発信ができないという部分も発生するかと思います。「情報弱者に対する考えは」のところでもお話をさせていただいたとおり、さまざまな理由で、なかなかこう回線がひけなかったり、手元に通信機器が手に入れないという部分が発生する可能性もあるので、もし本当にこれから例えばアプリケーション、アプリを利用することになったり、積極的なSNSで必要な町民向けの情報を発信することになった場合、それを平等に受け入れるような、本当に必要な方にタブレットを配布するというような考えはありませんか。このタブレットを利用するのに自宅にWi-Fiひいていろいろというんだったらなかなかあれなので、アプリを利用するだけであれば、セルラータイプのWi-Fiを引かなくても使えるような、料金という部分もそんなにかからず今使えると思うんですけども、そういうようなタブレットという通信機器を本当に必要な部分に配布するような考えはないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） タブレットの配布ということにつきましては、情報発信的な面ですとか、防災の関係とかでも担当の方で長く検討したことがございます。実際にタブレットを配布しているという自治体も数例見えてはきているんですけども、実態を見ますと、例えば高齢者の方にはタブレットの受け取りを拒否される方がかなり多くいるとか、あとタブレットの耐用年数というのが、それほど長くないということで、そのタブレットを更新する必要がまたかかってくるというような問題、あと、おっしゃったように通信費を誰が負担するんだというような問題等々がございますので、すぐどうこうって話ではできませんので、今後、総体的に検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご

理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 受け取りはもちろん拒否される方ですとか、必要ないよという方ももちろん一定数いらっしゃるかと思いますので、本当に必要なだけけれども、いろんな理由で手に入れられないという方に対して何かそういうような補助ですとかタブレットの配布なども、もし必要になるような状況がきたときには、ぜひ合わせて考えていただきたいなというふうに思います。

先ほど副町長にもあったように、いろいろなこれからSNSですとか、いろんな情報をこれから配信するので、今、メインとしては1人でやられているという方で、人力的にもこう、これからどんどん増えれば圧迫されるというような部分も考えられるというお話だったんですけども、今のその現在の人員だと、例えばこれから何かそういうものをはじめたときに情報の更新をしたり、先ほど言ったメンテナンスなど、そういう部分の仕事内容としても増えてしまうと思うので、新たに地域おこし協力隊を配置して、そういうような情報発信ですとか、町のホームページ、またはSNSという部分の業務をメインで行っていただくような、地域おこし協力隊を配置するというような考えはないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 先ほど総務課長からお答えもしてはいますが、現在、例えばホームページでしたら各課でホームページの方を作ってもらって公開していると。それからSNSについては各課から今度は集めて総務課の方でチェックして公開しているというようなことになっています。現状では今の状況で体制で間に合っているかなという状況なんですけども、今後、今、仁木議員がおっしゃられたような、そういったSNSのさらなる活用だとか、そういったことも見据えて地域おこし協力隊員を採用してはどうかという提案もいただきました。昨日は教育関係のですね、そういった関係で教育の町をPRするための地域おこし協力隊の考えはというようなこともありました。いろいろ今後、地域おこし協力隊員にどんなことをやっていただくのが、うちの町にとって有効なのかというようなことも総体的に考えてですね、今後、地域おこし協力隊員の方も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 昨日、教育に対しての地域おこし協力隊というお話もあったとおり、まず4月から新しく地域おこし協力隊の方が来ていただいて、移住定住をメインに町外への情報を積極的にアピールしていただくというような部分も任務としてあって、今、私の方でお話させていただいたような、イメージとしては、今回4月に採用された方が町外向けにこの町の魅力をアピールして、また、もし今、ご提案させていただいたような、新しく地域おこし協力隊を考えていただくのであれば、町内向けをメインに情報発信も含めたものやっていたらいいかなという方をお互いそれぞれに2人でももちろん、情報の交流をしながら、これから訓子府町の町内問わず、町外への情報発信を積極的に行うことができなかなと思って、ちょっとご提案させていただきました。

最後になるんですけども、町外に積極的にSNSなどで情報発信するという事は、先ほどからもずっとお話をしていた必要不可欠で一番の広角的な方法だと思っています。全国にこの訓子府という魅力を伝えるという唯一の方法と言っても過言ではないかと思いま

す。その情報発信がさまざまな形でいろんな方面でメリットを生み出すとも考えられます。また、町民への情報については、リアルタイムに必要な情報を届けるには、大きな費用というものがかからないような、先ほど言ったLINEですとか、そういうもののICTの利用をした方法がこれから必要不可欠な時代にはなっていくと考えられます。そして、せっかく便利なコンテンツというものがあるのに利用をなかなかしないというのでは、ないと考えますので、ぜひ前向きにいろいろ考えていただきたいと思います。先日、町長が出されていた町政執行方針の中にも地域おこし協力隊に町の魅力をさまざまな角度から情報発信する。また別なところには、ホームページやSNSを活用した積極的な行政情報発信も努めるというふうにありましたけども、今までの内容につきましては、町長はICTを利用したり、SNSという部分にさまざまな積極的な情報発信については、どうお考えですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何点かお答えしたいと思います。一つは紙媒体の広報です。これは私の方でも指示していますけれども、記事が多すぎて、なかなか読まれないということはどう克服するかということ改善すべきだと。大体パターンが固定化してきていますから、これについても、あらためて、議会の奨励賞ではないんですけども、自治体広報と議会広報の性質は違うけれども、やっぱりあらためて検討改善をする必要があるんじゃないのか、1点。

もう1点、紙のチラシが多すぎると。私もね、休み使って全部読みますよ、広報もチラシも。半日かかりますね。ということを考えて、これも5月から総務課を中心にしながら、紙媒体というよりも、チラシを中止まではいきませんが、広報もボリュームを増やしていくということ。そのときに広報もまたいろいろごちゃごちゃしているとね、非常にデメリットもありますので、これらのバランスを考えて、今、検討していきたいというふうに考えていますので、ぜひ、もう一つですね、自治体広報は、うちの町は課長会議が中心になっているんですよ、総務課が担当している。津野町見たらお分かりだと思いますけども、広報委員会というのは住民代表なです。住民の登用がすごく多い。その上で広報の担当者がチェックをしたりいろいろする。これは自治体広報の流れに二流がそうありましてね、われわれのやっている広報の広報委員会がこれでいいかという問題もやっぱり僕は投げかけられているという気していますので、こういう紙ベースとした媒体の広報の改善の一つはやっていく必要があるんじゃないのかということですよ。

次です。例えば、総務省でいろんな今やっていますけども、光ファイバーが入りました。われわれは家の近くまでいくことに全力をあげて2億ぐらいの金を投入して、そしてやっと全戸に希望すればやれるということになりました。それは水道管と同じなんです。本管までは町でやると。だけど家庭内に引くやつとか等々については、自己負担が原則なんです。こういったことも財産の問題含めてですね、可能性として、それができるのかどうかというのはね、まだちょっとね、はっきりできない部分があります。ですから、その点も含めて総体として、副町長や総務課長が言ったように、総体的な検討が必要なんではないのかなというふうに思っています。

もう1点ですけども、今、仁木議員の質問をね、うちの若い職員、総務課長を中心に、まともに議論できるんですよ。僕らはなかなか難しい。でもね、情報を各課で発信を

する。それをチェックして流す。それからホームページなんかでもいろいろやっている。例えば、町長室っていうのがあるんですよ。読んでいるかどうか分かりませんが、これはかなり情報流してます。それをですね、職員がチェックする訳です。俺が書いているのになぜチェックする。最高の決裁権を持っている人がこれでいこうと言っているときに、担当者がですね、チェックするというのはいかがなものかと、こう、なんて話も出るくらい非常に難しい。すなわち公共性の問題をどこまでセキュリティ含めてですね、やるかということを考えていくと、非常に難しいです。ただ、それだけに、やっぱり情報を主体的に発信するって機能弱い、うちの町は。それはさっき総務課長が見事に言ったように、1名しかいないんですよ。しかもそれはいろんな仕事やっている訳ですよ。これなかなか難しい。ですから、やっぱりホームページを含めて、SNSやいろいろなことをですね、専門にやりながら、全国に情報を発信していくという時代にもう入ってきているんじゃないかなと思います。これもやっぱり検討させていただきたいと思います。

昨日、地域協力隊員が山田議員の質問を聞くかと室長があれしたら、ぜひ聞いてみたいということで本人来ました。彼女の保証人のような方が北見に在住しています。私は悪いけど彼女の保証人のような方の住所と名前をきちんと教えてほしいと言いました。たちどころに私のLINEを出してくださいという話。そしてそのスピード感、そして私と畠山真季さんという地域協力隊員がLINEでつながりました。1分かからない。あっという間です。だから、この子のね、力というのは、われわれが考えている以上に、仁木議員が期待しているようなことも持っているんじゃないかというぐらいの認識ですけども、その点ではね、昨日もお話したように、いろんなもっている潜在的な能力をどうやってやっぱり彼女が発揮していけるのか。また、さらに坂井室長の方でも出たように、私も昨日答弁したように、令和6年までに1名ですから、もうすぐです。そのためにも畠山真季さんには、やっぱりこの町が好きになってもらいたいし、この町からどンドン町を知って発信してもらいたい。この点での期待感を含めてですね、時間をいただきながら、職員たちも頑張っていますので、ぜひみんなのお力添えをいただきながらですね、発信できる機能を充実していきたい。長くなりましたけども、以上です。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 地域おこし協力隊の活用についてということで昨日も出て、ちょっと私お伝えしきれなかった部分もあるんで、お話したいと思うんですけども、地域おこし協力隊については、もちろん活用して、そのときにいろいろこうやってもらうというのはもちろんなんですけども、最終目標、総務省で言っている最終目標というのは、1年後、2年後、3年後、任期が終わった後に、その町に定住して活躍してもらうということが最終目標になってます。ですので、ここで活用するから入れますって、もちろん大事なんですけども、そこには、その活動が終わった後のことまで考えて、ここに定着できるのかとか、その辺まで考えなきゃいけない部分ですので、活用には全然、私どももできることあればさせていただこうというのあるんですけども、最終目標については、地域に定着して、移住定住してもらって、活動してもらうということが最終目標だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今回の情報配信については、町長もかなり前向きなのかなという

ふうに感じましたし、これからの地域おこし協力隊の方にも協力をして、とんとん町のアピールをしていただけたらと思いましたので、今回の質問をこれで終了したいと思います。

○議長（須河 徹君） 4番、仁木義人君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。通告書に従い一般質問させていただきます。よろしくをお願いします。

一つ目としまして、高齢者ハイヤー利用サービス事業の拡大についてお尋ねいたします。

この事業は利用開始以来、何度かの改定がありましたが、現行の制度の中で毎年利用者数も増え、予算の増額が図られてきました。今や町の高齢者にとっては、なくてはならない大事な施策となっています。

車のない方や車の運転が不安な方が病院や買い物・友達との集まりなどに何にでも使えることで日常の活動が活発になったことと思います。

ただ、現在の対象者が後期高齢の75歳以上となっています。一般高齢者の中には、この制度を使い日常生活の充実を望む方が多数いるのも現実です。もうそろそろ制度の見直しをして、高齢者にとって使いやすい制度の拡充を考える時期ではないかと思えます。

そこでお尋ねします。

一つ、75歳対象年齢の引き下げの考えは。

二つ、75歳以下の免許証返納者への利用拡大の考えは。

三つ、75歳以下の身体障がい者への利用拡大の考えは。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者ハイヤー利用サービス事業の拡大について」3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「75歳対象年齢の引き下げの考え」についてのお尋ねがございました。

高齢者ハイヤー利用サービス事業は、年齢が後期高齢者にあたる75歳以上になると加齢によって身体機能の低下の不安などの理由から、運転免許証の自主返納者が増えることを想定した上で、そういった高齢者の方々の移動手段を確保することを目的とした事業であります。

昨年度の1年間の当事業の利用実績をみますと当事業サービス利用券配布者数の603人に対して、実利用人数は349人であり、利用者の年齢層を5歳刻みで見ますと、80歳から84歳の100人が一番多く、次いで85歳から89歳96人、80歳代の方の利用者が多い結果となっております。なお、90歳以上の利用者65人まで含めた80歳以上の利用者割合は、全体の約75%を占めています。

また、直近の令和4年2月末現在のサービス利用券配布者数ですが、764人で1年前の人数と比較しますと161人の増となっており、今後も対象年齢要件を満たすことでこの事業の利用者は増えていくことと思われます。

次に、訓子府町の令和3年1月から12月の運転免許証の自主返納者数の実績になりますが、全体で18人で、そのうち16人が75歳以上の方でした。

これらのことから、当事業の利用実態や実際の免許返納者の年齢も踏まえますと事業の目的におおむね沿ったものと思われ、75歳対象年齢の引き下げにつきましては、現状では一律の対象年齢の引き下げは難しいと考えております。

2点目に「75歳以下の免許返納者への利用拡大の考え」についてお尋ねがございました。

運転免許証返納者につきましては、元々免許証を持っていない方との平等性の観点から、当事業の免許返納者への一律での利用拡大も難しいと考えております。

しかし、若年性の認知症などの病気が原因で、若年の方でも免許証を自主返納されるケースも十分あり得ることから、病気の特徴も含め、どういった支援が必要であるのか、福祉保健課をはじめ関係課と総合的に検討してまいりたいと思います。

3点目に「75歳以下の身体障がい者への利用拡大の考えは」とのお尋ねがございました。

身体障がい者につきましては、年齢に関係なく重度身体障害者交通費助成事業を設けており、視覚、下肢および体幹機能障害1・2級、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能、肝臓機能障害1級の方を対象にタクシーチケットの初乗り分を月に3枚、年間36枚を交付しています。タクシーチケットを希望されない方へは給油券に替えて交付しています。昨年度の当事業の実績は、タクシーチケット、給油券の交付数はタクシーチケット32件、給油券71件の合計103件で、交付枚数に対しての利用率はタクシーチケット47.8%、給油券で90%でした。

そのうち、75歳以下の方では、タクシーチケット7件、給油券25件の合計32件で、交付枚数に対しての利用率はタクシーチケットで50.7%、給油券では82.3%となっています。

さらに、身体障害者手帳の交付を受けている方であれば、バス利用時に50%の割引、タクシー利用時は10%の割引など事業者としての割引制度がございます。

また、障がい者サービスとは別に精神疾患や特定疾患、透析治療のため町外の医療機関へ通院している方には交通費の半額を助成しているほか、おおむね65歳以上の高齢者で公共交通機関や自家用車による移動が困難になった場合は、移送サービス事業があり障害手帳の有無に関わらず、通院する際にタクシーを利用できるチケットを月2枚交付しています。北見市、置戸町への通院時には1回往復1,220円、町内の医療機関で2キロ未満であれば1往復100円、2キロ以上では300円で利用できます。

令和2年度の移送サービスの利用者は全体で41名、うち75歳以下の方の利用は3名でした。また、自力での歩行が困難で車いすを使用している方の日常の買い物や通院、社会参加のための移動については、町内のみとなりますが、リフト付き車両による外出支援サービスがあります。5キロ以内は100円で利用できます。利用者は全体で6名となっております。

身体障がい者の外出支援対策については、在宅福祉サービスで対応していますが、今後も相談者の声を聞きながら高齢者や障がいのある方が自立した生活が送れるようサービス提供に努めてまいりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ご返答いただきました。何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、この高齢者ハイヤー利用サービス事業という名前からいきますと、高齢者ということになってはいますが、実際には75歳以上の後期高齢者というような違いがあるのかなということを考えますが、高齢者というのは、実際にはよその交通安全とか警察の判断あたりでも65歳以上というのは高齢者というような扱いになってはいますんで、そこら辺のことを考えますと、やはり世の中では、65歳以上が高齢者なんだということになって、何らかのお助けが必要な年齢が65歳なのかなというふうに考えております。そうは言いますが、実際に私も65歳以上ですけども、人によっては、そういう補助が必要でないという方もたくさんいらっしゃいます。これが75歳まで私も元気であるのかどうかは分かりませんが、実際にこの制度が75歳以上であるというのは、後期高齢者ということになっているのは、間違いなところであります。私としてはですね、やはり75歳がいくと、74歳ではちょっと1年早いよという現状の中で、この事業に関しては本当に数字が示すように、大変高齢者の中には大歓迎のいい施策であるというふうに考えて使われている方がいると思います。ただ、去年の、先日の補正予算をみましても、予算が1割方使われないような現状の中ですべてございまして、これはコロナ禍の中で、そういう使い方距離の関係なのかな、使う登録も同じ、回数もそんなに変わらない中で、あんだけ1割以上の数字が減ったということの現状というのは、どういうことなのかなというふうに考えているんですけども、これはここら辺の判断というのは、とりあえず1割方、来年度の予算もそういう意味では減らされてきてはいますけども、この1割ぐらい減った要因について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 予算に対して、だいぶ実績が減っている、補正のからみでのご質問だと思うんですけども、元々、前年度の実績に対して、段々伸びてきておりましたので、その伸びの分もみた中で、このコロナという事態に陥ったという、この二つの観点です。当初の見込より予算が執行見込みが下がったというふうに分析しております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 事実的にはそうだったのかなというふうには私も感じてはいますが、この予算というのは使ってなんぼという世界になるのかなと思います。もちろん見込があって数字を出して実際には今回そこまでいかなかったということで、使わなかったお金は来年度にまたいい活用ができるんじゃないのかなということは考えますが、やはりこう何年も続いた制度の中で、先ほども言いましたように、75歳がいくと74歳はもうちょっと待ってくれというような格好になります。そういうふうに考えますとやはりいい制度

です。やはり何年かたった後には、もう1年延ばすとか広げていくような必要性を感じるんですが、漠然とした中で、そういう年齢を広げる必要性というのは感じませんか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 先ほどの答弁にもさせていただきましたとおり、実績からいいますと、80代の方の実利用人数が多いと。それと実際の延べ利用回数でいいますと、その層でいいますと、一番多いのが85歳から90歳の方の延べ利用回数が多いという結果になっておりまして、これは実績がイコールニーズに近いのかなというふうな認識を持っております。これがもし75が一番ピークであると下がっていくというようなことであれば、もしかしたら潜在的にその手前が大きなニーズの増になるかもしれませんが、現状ではですね、年齢がかなり高い方のご利用が多いということですので、この高齢者利用ハイヤーサービスに関してはですね、おおむね目的に沿った運用をされているのではないかとこのように認識しております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） そういう一面は確かにあると思います。今、返答を聞いて、高齢者の方が使っている人の割合の中では、やはり80代以上になるともっとも使う比率は高いということで行政としてそういう考え方を持つというのも一つは分かるような気がします。ただ、これは生活に必要な、何に使っているかというのは、いろいろなそれぞれの人によっていろいろ違ってはくるんだと思うんですが、やはりこの制度があるおかげで、高齢者の方々の足の確保ということによって外に出る機会とか、なかなか自分では単独では出れない、歩いても出れないような時でも、この制度を使ってハイヤーを使うことによって、本当に生活の充実が図られているんだなということは、もうはっきりしていることだと思います。私はですから、あとで一緒に提案させていただくことになると思いますが、少しでもやはり年齢層を広げた中で、その枠を広げて、だってその券を対象になっても使わない人というのはたくさんいるんですよ。申請されてない人もいます。ですから、それぞれ個人によって、その使い道というのはいろいろ変わってくると思うんですが、やはりこれの年齢を下げた幅を広げることによって、1人でも2人でも、それによって助かる人というのはいるのではないかと思います。そういうことがやはり考えていかなければいけないんじゃないかと思えますので、そういうこともお話の方基本になっております。

また二つ目で、75歳以下の免許返納者への利用拡大ということでお尋ねしたんですけども、その前の返答の中にありましたが、免許返納者が全体で18人いて、16人が75歳以上で、2人が75歳以下だったという返答ございました。ということは、やはり75歳以下でも返納にもっていかうという方というのはいらっしゃるんですよ、やはりね。これが免許返納者というのは、警察とかではもう65歳以上になったら返納を進めています。実際に各いろいろな行政、行政は分かりませんが、各事業あたりでも65歳以上でも免許返納してくれれば、いろいろなサービスをつけるとか、こういうことをするんで免許返納してくださいと。これはひとえにですね、やはり65歳以上になると車の事故の関係、認知の関係があるのかどうか分かりませんが、そういう意味で車の運転はなるべくしないで返納してもらった方がいいですよということのおすすめなんですよ。ですから、やはりそういう面からいきますと、町内においても否が応でも必要なんで、車運転していかないとはいけません。これは年齢の問題じゃなくてね、やはりそれらの事情の中であると思うんで

すよ。やはり年齢が75以上になれば、もちろん返納しやすい状態というのはあるんですけども、75歳以下でもそういう条件さえ整えば返納して危険な車の運転はしないでおうという需要というのはきっとあると思うんですけども、この点について、いかがお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 先ほど18人、全体18人のうち、75歳の方が16名というふうにお答えしました。議員おっしゃるとおり75歳未満の方、74歳以下ですね、の方でもお二人いらっしゃると。さらにですね、もっとその高齢者の定義に入らない方の返納も実際にはございますので、高齢者ハイヤーサービスに限定して申し上げますと、なかなかその制度設計自体が組みづらいことになりますので、返納者の促進対策と移動手段が困難な方の対策とこちらはですね、ちょっと分けて考えなくちゃいけない部分もあると思っておりますので、また別途ですね、返納に対する施策というのは別途検討していかなければならないというふうに認識しております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 別途に考えるというふうに言われちゃうと今話が終わってしまうんで困っちゃうんで、返納の促進ということが、要するに交通安全に対する本当に具体的な手段である。移動交通手段の移動の手段として考えるのは、これまた交通事故とはちょっと違って来るですね、生活をしていく上で移動手段がないので何とかということになると思います。それにあわせて車の免許の返納ということが問題になってくる訳なんですけども、やはりこういう高齢者ハイヤーサービスという施策があるんですから、やはりこれは返納者に対して、この施策を使って、年齢の関係で70歳以上全員とか65歳以上の高齢者全員にそれを与えるという必要性までは私は感じてないんですけども、自分のことを考えても。ただ必要な方には、そういうものに対して、この制度を年齢はちょっと違いますけども、この制度を使ってもらうようなことを考えますというような対応が必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 確かに返納された方についてはですね、今まで車に乗れたのに乗れなくなるということで不便さというのは増している状況におかれてると思います。ただ一方でご提案受けて考えたんですけども、もともと免許持ってらっしゃらない方もいらっしゃって、免許持っていない状態におかれてるという意味では返納者の方も元々もっていらっしゃらない方も同じ状況にあると思うんですね、その場合、私も免許持っていないですが、私にはこの制度使えないんですかともし言われた場合ですね、なかなか、あなた元々持っていないからということとは言えるのかなということも想像したりしました。他の自治体ですね、免許返納に対する支援なんかもちょうと、ネットを通じてですけども見てみますと、やっぱり1回きりの交通券の配布ですとか、何かそういった、タクシー券とかですね、そういった割引を1回だけ出すとか、そういった対応をされている自治体が多いように思われます。それはですね、今申したような理由なのかなと思っておりますので、なかなかその免許返納された方だけにですね、焦点を当てたサービスの理由というのはまた、ちょっと別の意味で考えないと難しいのかなというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 確かに私も何年か前にこのことについて質問させていただいたときに、他町村についても、いろいろなサービスがあって、確かに1回だけ、返納した年にはハイヤー券2万円、3万円とか、いろんなバス券ですとか、そういうサービスがあるのは現在もあるんだと思います。私はね、今、課長言いましたように、今まで車がなくて生活していた方と、やはり今、車を持った中で生活していた方との違いというのは、やはりあると思うんですね、ないで生活した方というのは、もちろんハイヤー券があればいいのかもしれないけど、今やっている生活の中では困ることはない。とりあえず。ただ、車を持って生活してきた家庭にとっては、車が運転できなくなるということというのは、やはり生活が変わってしまうんですね、この点の考慮というのは非常に必要だと思います。私はだからそういうときには、こういうせっかく1千万予算組みしてて200万返すぐらいだったら、やっぱり1千万使ってもいいんじゃないかなと思うようなところもあるものですから、こういう方々にサービスをすることによって、両方が良くなる。要するに事故の防止にもなるし、その家庭の助けにもなる。そういうようなことがあると思います。今まで免許の持っていない方ということの比較をお出しになりましたけども、それはもっと行政の方がやっぱりそれはそれでまた考えていってほしいなと思いますけども、やはり私は免許返納者に対しての、そういう特例といいますか、必要じゃないかなと思うんですけども、再度いかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） なかなか特例でくくるといふ、行政ですので、一定の平等性をみながらですね、政策を組んでいかななくてはならない立場ですので、なかなかこう合理的な説明ができないとですね、制度設計も難しいというところはまずご理解願いたいなと思うのと、免許返納のところにもちょっと注目しますとね、何らかの理由で返納されたんではないかというふうに想像できます。つまり身体機能の低下なのか、認知機能の低下なのか、何らかの体の機能の低下が原因じゃないかなと思われるので、そのあたりにですね、少し注目した上で高齢者ハイヤー全体として広く年齢がきたら使えるということなんですが、今、申し上げたとおり、何か体に不調をきたした人に対して何か支援ができるものがないか、そういった観点でですね、政策を考えていくことがよろしいのではないかというふうには思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私は今、一つ目で高齢者ハイヤー全体の年齢引き下げについてお聞きしました。二つ目として高齢者のそういう年齢の引き下げ、返納者に対するそういうサービスがこれでカバーしていけないかなということでも考えたんですけど、今、課長のお答えでいきますと、体の機能なのか、大体そうですね、どこか調子悪いんで免許持って運転したら危ないんでというのが一番の返納の原因になるんだと思います。ですから、そうなるとう体の機能がここがおかしくなったというか、それが障がいになるのかなと思うんですけども、そういう形になった時には、やはりその次の三つ目の質問にあります障がい者の関係のサービスを受けれるようなことになるんで、そういうふうを考えていきたいというような理解をさせてもらうんですけども、そういうことでいいのかなと思いますけどどうですか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今、議員おっしゃられたとおりですね、75歳未満の方のサービスをこれ以上広げないというような立場で回答したのではなくてですね、今、前回からの質問の趣旨も踏まえますと、今回の趣旨も踏まえますと、今、該当しなくて困っている方に対して何か支援を広げる必要性ということだと思いますので、その点については、町としてもですね、検討していかなきゃならないと思ってございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） もちろんね、町として細かい対応の中で一つ一つ考えていただきたいと思うんですけども、そこで次、三つ目の75歳以下の身体障がい者への利用拡大ということになって、返答によりますと、やはりいろいろな身体障がい者に対しては、いろいろな補助といいますか、そういうサービスがあって、とりあえず最終的には、それでカバーしているんじゃないかという返答だったと思うんですけども、このことについて、再質問ということでお聞きしますけども、私は資料いただいたりして、いろんなサービスがあるのは理解しました。ただ、やっぱりこの高齢者ハイヤー利用サービスとというのはいいんですよね。ハイヤー乗って町の中で300円で済むんだよと。これ身体障がい者の方のサービスよりも漠然と考えるといいサービスですね、どうですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 高齢者のハイヤーの現行の今のサービスについては、やはり使い方に関しては、特に、通院に使いなさいとか、買い物に使いなさいとか、特に制限がないというところでは使い勝手もいいし、そういう面では障がいサービスとか在宅の福祉サービスについては、通院に限ったものだったりとか、そういうような条件がついてくるので、やはり高齢者のハイヤーサービスは有効というか、皆さんにとっては使いやすいものだと感じております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 身体障がい者の方に対しては、いろいろな級の設定がありますし、いろいろな重病から軽い日常生活が十分に普通の人と変わらずできるような感じとか、いろいろちょっと大変だけでもというような方も、身障者の方に関しては、いろいろな方がいらっしやると思います。身障者の方でも75歳以上の方は、このハイヤー券のサービスを受けれますことで自由に使えるものが非常にあると思います。やはりそれと比べちゃいますと75歳以下の障がい者の方にとっては、タクシーのチケットとか給油券とかもらえるような格好にはなっているんですけども、やはりなかなか負担割合というのが大きくて、しかも枚数も決まっていますので、これ自由にバンバン使っていこうということにはならないのかなと思います。そして、ましてや町内で簡単な身障者の方が日常の生活で自分で歩いていけたり、活動できるような方が、やはり冬場にあたって、ちょっと行きたい時にハイヤーでいかなきゃいけないなと思った時に、これ1枚、高齢者サービスなら300円でいけるとが500円払ってしまうというような現状を考えると、これ300円と500円でね、本当に普通の方の間隔からいくと非常に安いんですけども、やはりそういう身障者ですとか、75歳以上の方々にとっては非常に安くて便利なんです。しかも500円と300円というのはかなり違うんですよ、私は75歳以上という年齢があるばかりに、この制度のこの便利で使いやすい制度が使えないということが、やはりこれは特に

身障者の方にとっても非常に不利益でないかなど。不利益というよりも、それさえなければもっともっと日常生活の中で生活を充実させることができるんじゃないかなど私は思っております。そこでやはり特に身障者の方については75歳以下の方でもこの制度の引用をするのか、また福祉の関係の中で75歳以下の方にも300円ハイヤー券を使えるような制度に変えていただくのか、そこら辺の考えについてお伺いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ただいまのご質問なんですけれども、身体障がい者の方にこのハイヤーのチケットを拡大していくかということなんですけれども、今のところ障がい者に関しては、在宅福祉サービスで対応している状況なんですけど、具体的にいろんな日常生活を維持していったり、障がい者の方がどれだけ外出、移動手段に困難を感じているかというところの実態をつかんでいかなければならないというところで課題は感じておりますので、それを高齢者ハイヤーサービスにというところについては、町内というか、町の中でそういう移動手段に困難を感じる方の支援については、今後検討していかなくちゃいけないということでは考えております。今すぐにするとかしないとかというところは回答はできないんですけれども、身体障がい者の方の実態を今後把握していくことにまずは努めていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 身体障がい者の方については、やはり先ほども言いましたように、いろいろな体の状態によっては、それぞれの状態がありますので、生活もそれぞれ違うんだと思います。ですからこの補助制度をみても、先ほど聞いた補助制度の中でも重症者といいますか、本当に自分の生活を維持するため、身体を維持するための病院に通うサービスとか、いろんなサービスについては、かなり充実しているんじゃないかと思っております。これは本当に自分の生命維持をするための最低限必要な最大の補助でないかなど思っております。ただ私は身体障がい者の方でも、逆に言うとな級の低い方といいますか、本当に日常生活を普通の方と同じように過ごしたい方の足の便といいますか、交通の便として、これはやはり確保してあげるべきじゃないのかなど。これは年齢のために75歳以上しか、こういういい制度がいただけないのであれば、やはり自分の生活の範囲というのは狭まっていくんじゃないか。こういう方にこそ、やはりこの制度は年齢をおしてでも適用してあげるべきじゃないかと。そういうような必要性を感じますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 余湖議員がおっしゃるとおり障がいを持たれた方の自立と生活、質の向上というところを考えると、自由にそういうふうに使えて生活を維持できるということが非常に大事だと思います。障がいの程度が軽い方については、在宅福祉サービスで実施しているタクシチケットについては本当に重度の方にしか交付されないという現状ではありますが、級の低い方がどの程度で線を引くかというか、そういう問題、そういう方がどの程度本当に先ほども述べましたが移動なり、そういうところに困難を感じてるかというところを実態をやっぱり把握するということで、いろいろと困っている方にはお家が町から遠いとか、あと送迎してくれる家族なりがないとか、本当に体の状態も含めて、いろいろ個別に相談に対応していかなくちゃいけないなど思っておりますので、その辺についてはご意見として、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今の身障者の方々のことについては、やはり、500円、300円の違いなのかもしれませんが、やはりその一つが本当にその方の生活の、日常の生活の行動の範囲を広げて充実した生活を送れることの基本になるんじゃないかと。一つの助けには絶対なると思うんで、これについてはよく考えてほしいなと思います。それで一つ、二つ、三つと分けて質問させていただいたんですけども、やはり私はこの年齢制限というのはね、もちろん必要ですよ、必要なんですけども、今、訓子府の場合、75歳以上ということで、実際に使っている方が80歳前後が多いんだよと。だから75歳は74歳に下げることの必要性はあまり感じてないというような言い方だったのかもしれませんが、やはり人にはそれぞれの事情があって、免許返納についてもそうですね、先ほどお話したように、どうしても返納しなきゃいけない方もいらっしゃる。身障者の方についてもそうですね。やはりそれがあれば本当に生活が充実する。そういうようなことを考えますと一律75歳という、今後としてですね、一律75歳というような方向性は基本的には持つんでしょうけども、やはり返納にしろ身障者の方にしろ必要だと思う方には、その制度が、だっていい制度なんですから、300円でいけるハイヤーチケットの制度っていい制度で、しかもある程度予算があって、ついていて、その数字も大きいんで、それが今、急に何人か増えてもそんなに体制的に困る話じゃないのかなと思うもんですから、やはり年齢に限らず必要と思う方にその制度を適用できるような施策の考えを私は持ってほしいと思うんですが、このことについては町長のご返答をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 75歳を1歳でも下げるべきかどうかということについてはですね、現時点では下げることはできないと私は思っています。先般、北見警察署の交通課長と係長が私のところに来ました。高齢者対象の免許返納の講師も頼まれてるんだということも含めて相談を受けましたから、その中で、こういったタクシーサービス事業がやっている町というのがないんだという訳ですよ。これはね、ぜひこれも含めて高齢者の方に免許返納と、このサービスの利用をさらに私どもも訴えていきたいという話をしてましたから、余湖議員のご指摘のとおり、この高齢者サービスの役割といいたいでしょうか、状況というのは非常に評価されているんでないかなと思います。ただ、予算上の問題ももちろんありますから、75がよくて74がどうして駄目なんだというのは、これ理屈の話でしてね、だから、今、全体的にこれ予算こう増えてきている、予算というか、対象者が増えて、予算が既にもう1千万うんぬんとかってことになってますから、財政上の問題も含めて全面的な検討が必要なんじゃないかなって思うふうになっていますので、今、75を70に、あるいは74歳にするということはどうもできないというふうに捉えていただいて結構でないかと思えます。ただし、課長も何度も言ってますように、75にならないと、利用券は利用できないと。だけど74歳以下で身障者手帳を持ってないとか、あるいは1級、2級にはないんだよという人たちが、やっぱり交通手段として、非常に課題を抱えているということは実態としてあるとすればですね、やっぱり級が例えば1級、2級でなくても、いろんな手帳を持ってなくてもですね、機能としてこれをもっと拡大することができないかという検討はやっぱりしていかなきゃならないというのは、まったくそのとおりですので、福祉保健課の方で関口補佐の方で答えている金額、あるいは対象者と、もう1回こう整理し

てですね、これを広げる努力をしていかなきゃならないというふうに思っていますので、ちょっとこれは検討に時間をいただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 本当に訓子府ですから、町民にやさしい町ということで、これはこの部分についても非常にその部分、ハイヤーチケット制度を使って、やさしい町の実現をしていただきたいと思いますので、ぜひご検討をこれもお願いしたいと思います。

それでは、二つ目の質問に入りたいと思います。

二つ目としましては、訓子府町空家等対策計画（案）についてということで質問させていただきます。

地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全などを目的として平成26年に法律が公布されて以降、北海道では平成27年に策定した本方針を見直し今後の空家対策の方針と内容を定め、その後、市町村への空き家対策計画の策定促進の取り組みを図る中で、訓子府町でも新年度における「空家等対策計画（案）」の策定に至ったものと思います。

当町においても数年来、町内の空家に対する課題も取り沙汰されることもあり、今後の町の課題として対策の必要性を感じております。

来年度の新規事業として「不良空き家住宅等除却補助金」の提出があり、その活用についてお尋ねします。

一つ、「空家」と「特定空家」の定義は何か。また、当町において「特定空家」の存在はあるのか。

二つ、「不良空き住宅等除却補助金」の具体的な活用方法は。

以上、お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町空家等対策計画（案）」について、2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「空家と特定空家の定義は何か。当町において特定空家の存在は」とのお尋ねがございました。

近年、全国的に少子高齢化や過疎化の進行によって、空家等が増加しており、その中でも適切に管理が行われていない空家等が保安、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。

こうした中で、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全などを目的として、平成26年に空家等の対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年に全面施行されております。

また、この法律に基づいて、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針と、市町村が特定空家等の判断の参考となる基準および特定空家に対する措置にかかる手続きについてのガイドラインが示されております。

町におきましても、これらの規定に基づき、今年度、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため「訓子府町空家等対策計画」を策定することにしました。

最初に、空家の定義でございますが、特別措置法第2条第1項では、「空家等」として定義しており、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物及びその敷地と

なっております。

具体的には、指針により示されておりますが、おおむね1年を通じて、電気・ガス・水道の使用実績がない、適切な管理がなされていない等を勘案して客観的に判断することになります。

次に、特定空家の定義でございますが、空家等のうち、周辺や通行人等に悪影響を及ぼす恐れのあるものとしており、具体的には四つの分類があります。一つ目にそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、二つ目に著しく衛生上有害となるおそれのある状態、三つ目に適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、四つ目にその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となっております。

これらを勘案した上で専門家も含めて現地調査の後、示されているガイドラインに基づき認定の可否について判断を行い、訓子府町空家等対策委員会の意見を踏まえて、町長が認定したものを特定空家とするもので、現時点で町内には認定を受けた特定空家はありません。

次に、2点目に「不良空き住宅等除去補助金の具体的な活用方法は」とのお尋ねがございました。

空家等は所有者の財産であり、所有者が責任をもって管理することが大原則ですが、所有者が置かれている状況はさまざまであり、中には除却工事費を用意することが困難な方もおられます。

そのため、町では除却費用の一部を助成することで、所有者の空家等の適正管理を後押しするとともに、特定空家の発生を未然に防止することを目的に、訓子府町不良空き住宅等除却補助事業を来年度から実施する予定としております。

対象となる空家住宅等の主な条件としましては、一つ目に補助金交付の対象者は個人として、空家の所有者または相続人で町税等の滞納がないこと。二つ目に町内に所在し、1年以上使用されていない専用住宅または併用住宅であること。三つ目に町の事前調査において、住宅地区改良法の規定に基づく不良住宅と判定されたもの。四つ目に補助申請者において、除却後の跡地を適正に管理することができること。五つ目に町内に本店、支店、営業所等を有する業者による除却工事であることなどとなっております。

また、補助額としましては、除却工事費の2分の1以内、限度額50万円としており、来年度は募集件数2件を予定しております。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ありがとうございます。この質問についてはですね、今回、訓子府町空家等対策計画（案）というものが出されまして、出されただけじゃなくてね、もう具体的に今年度の予算で50万円の補助で2件をやってみようというような試みがあるということなので、やはりこの内容について、理解をしておきたいなということで質問させていただきましたので、これがどうのこうのという話は全然なくて、私が質問することによって、皆さん理解が得られれば一番いいのかなというふうに考えています。

そこでお聞きします。各種対策計画案の中に資料的なものがありまして、平成25年度に調査をしたということなんで、これから予算もついていますので、正式な調査というのが、これから始まるんじゃないかと思いますが、これを今日見たときに、ランク付けと空家の数というのが出てる訳なんですけども、これ空家の状態とかランク付けに対して、これはとりあえず町内会とか実践会の会長さんとかで調べたというか、調査委員会があったのかなと思いますけども、このことに対して、空家を持っている本人といますか、家主さんとか、それの方の確認というのは取れていらっしゃる。要するにこの評価に対する確認はとれているんですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今、空家の確認が取れているかということでございますけども、平成25年の調査のときもそうですけども、今回、令和3年度にも町内会長さん集まって調査いただいていますけども、それはあくまでも町内会に存在する空家と思われるもの、会長さんの判断といますか主観で出していたものでありまして、所有者も分かっているという部分もありますけども、分かっていないというものも半分ぐらいあったかなというふうに思っております。そんなことで直接所有者の確認というのは、これから来年、実態調査して、いろいろな書類等で特定をまずはするというようになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） まだ現段階ではそういうことだということで、ただ、これから正式というか本格的な調査が始まるということになって、資料をまた作るんだと思うんですけども、このことについては、やはり所有者の分かっているものに関しては、そこら辺にある、この建物は誰々のもので、その家主との評価といますか、これが本当に空家なのか、ランク付けでいっても、これぐらいのものなのかというような、最終的に資料を作るにあたって、そういう家主の確認というか、そういうような検討は考えていますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、空家所有者の確認を考えているかということでございますけども、実態調査の中で登記情報とか固定資産台帳とか、分からない分も含めて特定してですね、直接ご本人と直接会うか、またアンケートをとるか、状態等も確認してですね、意向調査もしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） やはりこういう資料を作る、調査をするということですので、この調査はきちんとしたものというか、やはりこういうものに関しては、別に所有者の確認をとった上でのきちんとした資料の作成というものが必要じゃないかと思えますので、やはり今度作る時には、そういうものがきちんとした形で、持っている方が了解できるような形の中での評価、ならびに数の確認ということが必要じゃないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次にですね、除去費用のことについてお伺ひしたいんですけども、この中の条件がありまして、一つ目に補助金対象者は個人であると。空家の所有者、または相続人で町税等の滞納がないこと。二つ目は町内に所在し1年以上使用されていない占有住宅または併用住宅であること。三つ目に町の事前調査において住宅地区改良法の規定に基づく不良住宅と

判定されたもの。私はここのところがちょっと分かんないんですけども、三つ目の不良住宅と判定されたものという、この中身について、もう少し教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今回の補助事業につきましては、特定空家に至らないように、予防するという形の観点で、通常であれば、適正管理に努めていただいて、問題のない空家利活用という形になろうかと思っておりますけども、今回の補助につきましては、周辺環境にですね、危害をもたらす恐れがあるといいますか、屋根がかたがっているとか、柱がかたがっているとかということで、そういう建物が今回の補助の対象となっています。これは国の基準にもなっておりまして、その査定といいますか判断の基準として住宅地区改良法という法律の中で不良住宅という基準がありますので、その基準に基づいて判断された住宅を対象に除却補助をするという形になります。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） これには、五つの条件があるんですけども、この五つは五つ該当しなきゃいけないでしょうから、不良住宅という判定がなければ、この除去費の補助には対象にはならないという理解でよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議員言われているとおり、その判定がなければ補助の対象にならないということをご理解願います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） これは住宅ということが前提となっているんでしょうか、それともか住宅併設の倉庫があったりとか、極端に言えば、景観の悪い倉庫とかあったと、そういうのはどういう、それは対象になりますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、住宅以外も対象になるかというご質問でございますけども、今回は国の補助金を活用して、この補助を立ち上げておりまして、その補助金の基準がですね、住宅であること、または併用住宅、住宅部分が2分の1以上であるということが対象なものですから、その基準に基づいてですね、やるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 分かりましたというか、そうやって分かっていくことしか、この規則を理解するあれはないんですけども。ということは、まずは、この補助金を使うためには、不良住宅であると。ほかのことについてはね、大体簡単に理解できるんですけども、この除去費用を町民に公表するにあたっては、やはりここの条件というのをきちんとした形で公表していつてくれないと私はこればっと思ただけではちょっと分からなかったですね。それで、そういう町民の方もたくさんいるんじゃないかと思っておりますけども、今後これを、まだ決まっていない話ですけども、決まるにあたっては、町民へのこういう段階ではこころの理解をきちんとした形の広報をできるような方策をよろしくお願ひしたいと思います。私もこの除去費用という、空家で景観上悪いような、危険な空家をそういう除去するための費用の補助というのは、あってしかるべき。訓子府は早くこういうことに進ん

だということで、非常に先進的で行動力があるなということで考えています。きっとこれを活用して町の景観なり、いろんなものがよくなるような方向になれば非常によろしいと思います。この質問については、理解のしたいということの質問だけですので、これに対して最後に町長から、この方案に対しての思いがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 3、4点あります。

一つは、適切な状態把握していないんですよ。町内会や実践会長に目視でやったやつが90何件というのありますけども、それで今回は本格的にやっぱり調査をちゃんとさせてもらうということが1点です。

それから、今までは空き家バンク、再生利用の方を中心だった。放置されている住宅を何としても壊してでも除去していくということが非常に難しかったので、その触発の意味も含めて、今回50万の補助を設けたと。

基本的には、所有権というのは持っている人なんですよ。われわれが町が公営的に問題が、公衆的に問題があるといって代執行を仮にやったとしても、そのお金は本人から請求しなきゃならない。いろんなクリアしなきゃならないことがありますので、そういう点では、所有者の方々が少しでも取り壊そう、この機会に取り壊そうという触発になれば大変いいきっかけになるんじゃないかなという思いでの踏み出した条例ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） これからの仕事になると思いますので、ぜひとも適切な管理と適切な運用で町民のためにお使いいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

伊田会計管理者から本日午後欠席する旨の報告がありました。

次は、2番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。通告書により一般質問を行います。

基幹作物である馬鈴しょに寄生するシストセンチュウへの対策について。

本町において、平成19年突如として発生したシストセンチュウ。畑作農家にとって経営を左右する出来事になった。このシストセンチュウ発生に対し、行政、JAが同じ目線で即対応策を取り、ほ場の土壌調査、検体の採取、洗浄機の設置、輸送トラックの洗浄、

消毒など敏速な対応を進めた。

その結果、13年間発生を止められたが、昨年、再度の発生となった。

本町基幹作物の中心とも言える男爵イモの栽培に不安が生じる状況に行政の対策、対応を伺う。

一つ、シストセンチュウ拡散を少なくし、注意喚起のための発生地、場所の周知方法について。

2、土壌移動を防ぐ観点で機械利用組合に対する全町的な課題は。

3、男爵イモに代わる抵抗性品種の作付け、それに伴う所得補填策は。

4、シストセンチュウへの対策、防御策、まん延防御策等について。

5、今後の対策でJAとの連携について、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「基幹作物である馬鈴しょに寄生するシストセンチュウへの対策」について、5点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目に「シストセンチュウ拡散を少なくし、注意喚起のための発生地、場所の周知方法について」のお尋ねがございました。

発生地、場所の周知については個人情報保護の観点から個人が特定できるような情報提供は実施しておりませんが、発生地区数、発生ほ場数などについては、町内農業者、各商系業者に対し周知をしているほか、土地改良事業を実施している業者に対しましては、道営事業を所管しております中部耕地出張所へ情報提供を図ることでまん延防止対策への協力依頼を実施。さらには、農業者宅やほ場に出入りする各農業機械取り扱いメーカー等へもJAを通じて注意喚起を行っております。

2点目に「土壌移動を防ぐ観点で機械利用組合に対する全町的な課題について」のお尋ねがございました。

農作業機械等を共同で利用することは、農業経営規模拡大に伴い使用する農作業機械の大型化、高価格化が進む中においては、コスト削減の観点から必要な取り組みであると認識しております。

一方で、土壌の移動による病害虫まん延拡大の観点においては、土壌移動を回避する対策を普段から講じていなければ個別経営と同様のリスクがあると考えます。まん延の範囲に関しては自分以外の第三者が介在する点や共同で使用する面積の分だけ大きくなることが想定されます。そのような中で、まん延を防止するためには、ほ場間の移動の際に機械の洗浄を徹底するなど土壌の移動を極力避けることが重要と考えております。

3点目に「男爵イモに代わる抵抗性品種の作付け、それに伴う所得補償対策について」のお尋ねがありました。

平成19年に町内ではじめてジャガイモシストセンチュウの発生が確認され、それを契機に生産者の間で抵抗性品種である「スノーマーチ」の作付けが始まりました。馬鈴しょは野菜の中でも品種で売り買いされる特殊なものであり、「男爵」「メイクイン」の二大品種を筆頭にさまざまな品種がございます。そのような中で消費者や市場に認識され、相応の値段で取引されるようになるまでには一定の期間を要します。

「スノーマーチ」の時にも作付けに伴う所得補償対策は講じておりませんし、現在のところ作物自体に対する価格補填の考えは持ち合わせておりません。

しかし、今回の発生は以前とは異なる状況であり、将来に向けて「男爵」産地からの一部転換を検討しなければならない時期にあると認識しております。そのため、新たな品種の普及促進やプロモーション活動などに対する支援については要請等があれば町として積極的に対応してまいりたいと考えております。

4点目の「シストセンチュウへの対策、防御策、まん延防御策等について」お尋ねがございました。

昨年12月議会において、行政報告した4戸4筆の発生を含め、現在9戸19筆の発生となっており、いずれも既発生地区である2実践会にとどまっております。しかし、12月下旬の降雪、土壌凍結により土壌サンプル採取が一部実施できていないほ場があることから、融雪後速やかに検診を実施し発生ほ場を早急に特定した上で、令和4年の春耕期を迎えたいと考えております。

まん延防御策といたしましては、発生ほ場に関しては、土壌の移動を防ぐための洗淨土場の施工と洗淨機設置に対する支援。

また、発生ほ場と未発生ほ場との境界に畦畔や明渠施工を行う場合に支援を講じる考えであり、以上の支援はいずれも発生ほ場の生産者を対象として実施してまいります。

畦畔、明渠の施工にあたっては、場所や規模、施工方法に至るまで地域で話し合いの場を設け、当事者同士の相互理解のもと実施できるようJAとともに協力してまいりたいと考えております。

シストセンチュウについては、発生要因を特定することが難しく、まん延を防ぐためには、土壌の移動を防ぐことが最も効果的であると考えており、発生地区だけではなく全町的な取り組みが必要であると考えておりますので、今後において、町内全ての生産者にお願ひしたい基本的な対策をまとめ、それを発信・啓蒙していくことを検討しておりますし、対策本部や対策協議会で協議された取り組みに関し、町としてしっかり対応をしてまいりたいと考えております。

5点目「今後の対策でJAとの連携について」のお尋ねがございました。

きたみらい農協においては、令和2年9月29日に「JAきたみらいPCN侵入・拡散防止対策実施要領」を制定し、以後、適宜見直しを行ってきており、このたびの訓子府町での発生を受け、対策に関する支援額の目安を定める等の見直しを先般行ったところでございます。

具体的には、洗淨土場の設置費用、洗淨機購入費用、畦畔、明渠の設置費用などの支援率および上限額を設定しております。要領の見直しにあたっては行政も関連するため、JAとの意見交換を実施しながら進めてきた経過があり、本町として要領に定められた対策の実施にかかる費用に対してJAと同等の支援を行うべく検討中でございます。

詳細につきましては、発生範囲が特定され、当事者間の協議などが全て終わらないと対象事業費が判明しないことから、補正予算として今後提案させていただきたく取り進めてまいります。

今後もJAきたみらいとともにシストセンチュウまん延防止に全力を尽くす所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、町長の方から回答をいただきました。非常に前向きな回答だったと思います。

そこで、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、はじめに、本町の畑作物、これについてであります、1位としまして玉ネギが1,404haほどあります。2位が小麦、これは秋まき、春まき、それに種、両方種がありますが、合わせて867haになります。3位としましてビート、これは直播、移植がありますが、合わせて684ha、4位にイモということで、これは種イモ、食用合わせて475haあるということになります。そのほか、スイートコーンだとかニンニクだとか米だとか牧草、その他があります。4位のイモ、475haのうち、このうち男爵イモ、シストセンチュウにかかっております男爵イモが36.03haあります。戸数にしまして訓子府町で103戸の農家が男爵を作っているということになります。そこで、この男爵の中には非常に一般の生食用の男爵とエコ男爵、それから減農薬男爵、フードプラン男爵があります。また、種イモにおきましても、原種があつたり更新があつたりと非常に中核を担っている男爵の産地が訓子府ということになります。そこで発生したシストセンチュウ。平成19年にも発生しておりますが、その今回の2回目のシストセンチュウの発生ということで非常に農民が落胆しているというか困ったというのが現状だと思います。そこでですね、19年の発生ときは訓子府、きたみらい農協の中で訓子府がまず初めに出了ということで非常に問題になりました。大変なバッシングを受けて、発生ほ場の持ち主ならびに訓子府、それからJAの中で非常に問題になりました。発生地に対する諸対策をとったり、個人のほ場では拡散防止策をとったり、機械の洗浄、そして一番やっぱり困ったというのが誹謗中傷でありました。この誹謗中傷というのは、誰がどこで何を言っているのか分からないんだけど、うわさであそこが出たらしいよというのが勝手にこう触れ回って、非常にかかった人がもうどこにも行けないような状況になってしまうと。個人のプライバシーが非常に侵されたという経過がありました。一番困るのはなぜこんなシストセンチュウが出現したのか。このシストはどこから来たのか。また誰がどんな形で運んできたのか。非常に発生地の所有者が一番迷惑等の被害を被っているのが現状です。このシストが発生した原因。先ほど回答にもありましたが、どのようなものがあるのか、考察があれば伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、議員からご質問がありましたシストセンチュウはどのような形でまん延を起したのか。どこから来たのかというようなことの間いについてですけれども、これにつきましては答弁でも回答したとおり調査こそ行っておりますけれども、明確にここから来たというようなものは、今のところは判明していない状況であります。それは平成19年にしても現在の昨年が発生についても同じようなことでありまして、ちょっとこちらとしても、原因として土壌によるシストは運ばれてくるということは間違いないんですけども、どのような系統で、機械で入ってきたのかとか、乗用車とかそういったもので入ってきているのかとか、そういったものは残念ながら特定できていない状況にあります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番(西森信夫君) 今、課長から答弁ありましたように、農業試験場におきましても、普及センターにおきましても、総合振興局におきましても、確実に訓子府にどこから入ったというのは確定できないというのが事実のようであります。それが貨物によって運ばれたものなのか、乗用によって運ばれたものなのか、まったくこう確定できないというのが現状です。そこでですね、これは19年に発生して、その時に対策をとって、非常にこれは大きな対策をとりました。選果場におきましても、集荷場におきましても、車の洗浄機を取り付けて貨物が入るたびに、その薬液のところに入ってシャワーで車体を洗って出るという非常なロスを覚悟の上、JAも行政もやっていただいたということで、19年から昨年までは発生をみなかった。非常にそれは対策した効果が出たと思います。ただ、19年に経験したようなことの繰り返しになってはならないというのが非常にわれわれ思うんですね。またこれ以上このシストセンチュウが拡散しては、やっぱり訓子府の農業が駄目になってしまいますので、これ以上の拡散は防がなきゃならんというふうに思います。注意喚起をまず徹底する方法についてお伺いをしたいと思います。

○議長(須河 徹君) 農林商工課長。

○農林商工課長(大里孝生君) 注意喚起の具体的な手法につきましては、先ほどの答弁書でも回答したとおり、今、JAきたみらいと共に、先ほども何回も一貫して言っておりますとおり土壌によって、この病気が拡散するというようなことであります。だから、残念ながら収穫期とか植え付けとか忙しい時期になったら、畑以外に土が出てたりというような事態は散見されることは、もちろんご存じかと思っておりますけれども、そういった部分というのをできるだけ、イモという作物でくくるんじゃなくて、全耕種で土を出さないような形の取り組みというのができないものかというようなことで、今、生産者、農協と協議をしているところです。だから、それをまったくゼロというようなことには、なかなかできないかもしれませんが、平成19年に出て、また今回出るということは、ちょっと悪い言い方すれば対策の緩みとかいうのも振り返るとあるのではないかというような気持ちも私としては感じております。だからそういったところを努力義務というぐらいにしかかならないのかもしれないですけども、どこに注意してというようなポイントをまとめて、皆さま方にお示ししようということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(須河 徹君) 西森信夫君。

○2番(西森信夫君) まず土壌の流出を防ぐというのは、これはもう当たり前の話だと思います。19年に対策をとって、2年目、3年目、あ、出ないぞということで、それが徐々に緩んでくるって、これ確かにそれはあると思います。昨日よりもあろうかと思いません。ただですね、これできるだけ拡散防止を考えるというのは当然耕種農家だったら、みんな考えていることなんですね、運送業者にしても、最初はきれいに車体を洗って荷物を積んだとき、馬鈴しょをコンテナで積んだ時に出る時には当時はやっぱり洗浄機を持ってきて、畑から道路に出ないように洗ったんですが、それが3年たち5年たち6年たつてくると、それが段々、段々手を抜いて、洗わなくなってくる。これが現状なんです。それでやっぱり拡散防止を防ぐ、考えた時に、先ほど実践会名だとか地番号の周知に関してお伺いしましたが、個人情報があつて、なかなかそれは明示はできないというのは、これは当然だと思います。ただですね、誰が夜中に人の畑に入るか分からない。一般の乗用の方が山菜採りに来て畑のふちを歩いているというのは、たまたまありますね。そういうのがあ

ってどういう取り締まりをしていいか、まったく農業者としても分からない。そんな中でまず畑に車が入らない、人が入らないようにするには、どうしたらいいかということ考えたときに、やっぱり畑に入らないような注意看板、これはいろんなとこに行くときに立っているんですね、特に網走あたりに行くと、網走あたりはシロシストというセンチウが出ています。このシロシストにかかると、まずイモは作れなくなってしまいます。どんな品種でも作れなくなってしまいます。訓子府が出るシストというのはキイロシストセンチウですから、シロシストよりは品種を男爵から品種を替えることによって、ほかの加工イモやスノーマーチあたりは作れるということになりますので、まず畑に一般の人、それから他の持ち主以外の方が勝手に入ることがないような、立て看板を立てていただきたい。これ畑に直接こう立てると、やっぱり機械類の非常に邪魔になりますので、畑のすぐ縁でなくても構いませんが、その地域の何か所にでもいいんですが、電柱もしくは、町の案内板等に注意看板を立てるべきではないかと思いますが、そこら辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありました立て看板の話、平成19年のときにも、発生のときに、実は生産者から農協から、そういった要望がございました。実際には、たぶん7、8か所ぐらいかと思いますが、町内の一定の部分には立ててはおりますし、その後もそれが古くなったということで更新もしております。ただし、今のご質問では、それでは足りないというようなことで理解しておりますので、こちらとしても、もうちょっと目立つようなところというようにして組織、ないしJAと協議しながら、そういった部分は前向きに進めてまいりたいと思います。

あともう一つ、一般の方の出入りについては、これも継続的には行政の方でやっているんですけども、広報にちょうどイモの花が咲くぐらい、景色が良くなってまいりますので、広報にも必ず馬鈴薯耕作組合、種子馬鈴薯耕作組合と連名で、そういうところを入らないでくださいというような啓発活動は継続的に行っております。ただし、まだそれでもやっぱり十分でないというようなところでもありますので、ちょっとまた手法を変えながら、そういった部分も検討してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、課長から答弁いただきました。よろしくお願いをしたいと思います。看板がやっぱりあれば、やはり看板を無視してまったく入る訳にはいかないですね。それで他の地区に行っても看板があるということは、あ、ここは入っちゃなんだな、危ないんだなというような感情を誰しもが持つ。看板のそばの畑には、できるだけやっぱり入らない近づかないというようなことになりますので、注意喚起、啓蒙になりますが、ぜひ見えないような看板があったら立てかえていただく。足りないところがあれば増やしていただきたいというふうに思います。

次にですね、土壌を防ぐ観点で機械利用組合に対する全町的な課題ということで、先ほど町長からも答弁いただきましたが、この大型機械、機械の利用ということに関しましては、まず昭和の時代に経営上、こう機械が入ってきたということで、コスト削減を目的にやっぱり機械の共同利用組合というのがすごくできたんですね、個人で持つには高価なもので持てないということで、10戸で持とう、20戸で持とうということで、いろんな共

同利用組合ができました。おまけに国の補助事業によって、てん菜の大型機械利用組合たるものが訓子府にも何か所もできました。その機械利用組合などが媒介になったんでないかという話もやっぱり農家の方から出ることがあります。これがシストセンチュウの拡散につながったのではないかというような懸念が示されますが、これに関してはどのような影響があると捉えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 機械の共同利用によることが原因でシストセンチュウが媒介されたのではないかというようなご質問ですけども、そこら辺も裏付けがある訳じゃないので、これがというような要因の断定等にはならないと思いますけども、先ほどの答弁にもありましたとおり、共同で持つてようと個別で持つてしようと機械をほ場ごとに移動する時に洗わなければ個人でも持つ面積、共同で持つ面積は大小ありますけども、そのリスクはやっぱりあるというようなことなので、やはりそういった部分、洗浄を徹底しないといけないと思ってますし、面積が多いという部分で共同のシストになるようなリスクが高いということは否定はしておりませんが、そういった部分、機械の共同利用というのは、やっぱり訓子府では進んでいるということで私も認識しておりますし、このシストセンチュウが発生したからといって、機械の共同利用をやめていただきたいとか、そういったことに言及するようなことは、まったく考えておりません。今後についても先ほどの初心に帰って機械の洗浄とかを徹底することができれば、そういったまん延防止は防いでいけるということで認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） これ平成19年に発生した以後もですね、洗浄機の導入などにより土壌の流出を防ぐ方策が毎年こうとられていきました。しかし、洗浄と言えどもね、完全な洗浄は不可能であって、また、洗浄には個人差があるんですね、ましてこう腹の下まできれいに洗って土壌をほとんど99%ぐらい、こうきれいに洗い流す方と、次の人に渡す前に自分の仕事が終わったら、さっと洗って、それで終わりという方もいます。そうすると洗浄だけでは、これで拡散防げるのかなということになります。この他にもね、洗浄だけではなくて、対策をとるべきではなかったのかな。19年の結果をみますと、そんな感じもします。ただその機械を個人所有した方がいいんじゃないかという考えの農家の方もおります。ただそうすると非常に個人で持たなきゃなりませんから、非常に1台2千万、3千万する機械を1人で持つということになりますとコストアップが考えられて補助事業等での導入を考えなければならなくなると。個人の自己資金だけでは無理であると。1台買って済む問題ではありませんから、なかなか資金力がなくなってしまうということになります。そこで補助事業等での導入を考える場合、補助事業への道や国への調査、申請、町として可能なのかどうかをお伺いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） こちらについての質問ですけども、シストセンチュウが発生して共同をやめて個人で機械を導入するというような場合であっても、シストが発生したからとっての特別な補助事業が用意されている訳ではございません。だからそういったことから、シストが発生してそういったことを考えられる農業者の方も実際いらっしゃいますし、そういったご相談を受けます。だから、それであれば残念ながら新品ではな

く、中古である程度の値段のものを探してもらえないだろうかとかというような対応であるとか、もし、新品でいくというようなことだったら、一般の方と同じような補助事業をご説明するような形になります。しかし、議員もご存じのとおり、最近の補助事業の個人補助事業は特にポイント制で、採択の可能性がとても低いというような課題もありますので、なかなか難しいものがあるということで認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 課長の言われるのがもっともかなというふうに私は思います。シストに対する特別な国の補助はないというのが現実だと思います。新車を買うんでなくて中古でもいいんなら、それを買って対応してくれというのは、やっぱり今現在での対応かなというふうに私も思います。ただですね、この共同利用を何とかしなきゃならんというのはみんなが思っているんですね。それでなぜできないかということ、8人なり10人なりの共同の中でやっぱり損得勘定が起きる訳ですね。あいつが出たからうちの組合でなかなか共同のトラクターを回して使おうと思っても感染したら困るどうしようということになる訳ですよ。だから機械利用組合の拡散を防ぐため、注意喚起や啓蒙は必要とは思いますが、その利用協同組合の中でやれといってもなかなか個人攻撃になっちゃってできないんです。農家同士やっぱり対策を進めていく上で非常に精神的なものが難しくなります。そこでやっぱり第三者的な行政の力で指導していただければどうかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありました共同利用している部分の行政への関与という部分につきましては、そういった問題がございましたら、一つの違う場合の例として、今回のシストセンチウが発生した方とかという部分で明渠掘ったり畦畔をつけたりというような対策を具体的にお話をするときも、実際、先々週にやってまいりましたが、発生した方と発生したほ場の隣にある方を一度にお呼びしまして、正直な話し合いというのをしてもらって、それに私ども行政、農協入って解決策を見出すというような取り組みをしてまいりましたので、そういった事例もありますから、共同でそういったなかなか難しい部分が出てるんだというようなことがありましたら、私どもとしても何とか調整とか、どのぐらいできるかはちょっと分かりませんが、入ってまいりたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 課長から非常に力強い、心強い回答をいただきましたが、これはJAの方にも問い合わせたんですね、農協として、JAとして、これ以上拡散してイモが作れない、ほかのものしか作れないという畑になってしまうと、農協としても困る。それから耕作者がいなくなったら農協としても困る。ただ、共同をやめなさいということは口が裂けても言えません。個人で作った共同ですからというのが農協の回答です。確かにそうだと思います。ただ、やっぱり、注意喚起ができるだろうという話をしたんですが、注意喚起をしても、やっぱり言い方があって、これ以上皆さん共同を続けて機械をこう使っていくと土がやっぱり移動しますから、みんなの畑に広がりますよぐらいでは、なかなかやめません。経済的に大変だから。だから将来的にやっぱり孫、子の代まで農業でやっていこうとするなら、今やっぱり考えるべきじゃないですかというような、やっぱり将来に

向かっての指導をすべきじゃないのっていう話もしたんです。それは農家同士がそういう話じゃなくて、やっぱり行政なりJAが、何て言うのかな、指導を含めた意味でやっぱり私はすべきだというふうに思うんですね。今、課長の言われるように、やっぱり相談を、農家が困って相談をした時にやっぱり行政としてやっぱりこうじゃないですかというぐらいの相談にのっていただきたいと。力強い意見いただきましたので、今後ともやっぱり農家の力になっていただければなというふうに思います。

次に、男爵にかわる抵抗性品種の作付けに関して伺いをしますが、平成19年のときに発生したときにスノーマーチという品種をこれ農試から開発された品種を出されたんですね。このスノーマーチというのは、男爵と違って加工でもないんですが、3月以降に食べるジャガイモということでマーチという名前がついているんですね。雪が降って3月に食べれますよということでスノーマーチという名前をつけたそうです。これは3月以降になるとすごくおいしいイモなんですけど、掘ってすぐ10月とか11月とか12月に食べてもすごくおいしいイモじゃないです。このスノーマーチはなぜそう普及されない、市場で男爵並みに売れないのかということになると、食味もあって単価が男爵からみると低いと。で、所得率が低いからあまり作らないということになるんです。やはり北海道のイモということになりますと川田男爵が持ってきた男爵イモ、これが北海道のジャガイモという名称になっておりますので、道南の川田さんという方が男爵イモを持ってきて、道南が北海道の発祥の地になります。やっぱりみんなが作って大面積を作って価格のとれる品種というのが男爵イモになる訳ですね。これは北海道に70年も80年もかけて定着をしたジャガイモになります。そのジャガイモがやはりシストセンチュウに弱いということになりますので、本当にこれは困った問題だなというのが私の本当に実感としての思いであります。発生は場ではですね、男爵の栽培をしても採れませんから、男爵の栽培をやめて抵抗性品種の作付けをするんですね、加工イモを作ったりスノーマーチを作ったりするんですが、単価がとれない、所得率が低下する、経営が成り立たなくなるということになります。ただですね、今年の3月1日、今月の1日に日本農業新聞がこれ出したんですが、ジャガイモが今、急騰しているんですね。唯一日本がジャガイモの生ジャガを輸入しているのはアメリカからだけなんですね。これが非常に当初はほとんどあまりなかったんですが輸入量は2月から7月に限られていたんですが、日本政府は20年の2月、周年輸入を解禁したんですね、そして22年、今年の1月の輸入量も前年比の10倍ほどの輸入量になってしまったと。ジャガイモの消費が非常に多いんですね。それでも量販店によるとイモが足りないというのが現状です。イモを作れば売れるんですね。だから品種などやっぱり替えていただいて、そこら辺の研究をしていただいて、やっぱり訓子府に普及定着させていただきたいというふうに思うんですが、普及センター、それから試験場、JAと共同してやっぱりこういう開発をやっていただきたいというふうに思うんですが、そこら辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のあった男爵イモに替わる品種をとというような形なんですけども、確かに平成19年でシストセンチュウが出たときのスノーマーチという部分は男爵とはまた違う形質のイモでした。ただし、この平成19年に発生して10年ぐらいをかけて、当初のスノーマーチからすると価格はだいぶ男爵に近くはなっ

いりました。共計の単価を見てみてもそういったことは言えるかと思えますけども、やはり年によっては男爵とかなりの価格差が開くときもあります。ただし、男爵イモは議員ご存じのとおりジャガイモシストセンチュウにはまったく抵抗性がないような状態ですし、ほかの馬鈴しょの重病害であるそうか病にも弱いと。だから10a当たりの総収量からいけば、男爵イモがちゃんと規格にはまる量というのは、年々、年々、訓子府でも少なくなってきたという部分で、いくら男爵が価格がよかろうと、ある程度、単位当たりの農家の収入というのは、なかなか厳しくなっているというような実態も同時に聞いております。ただし、スノーマーチとか今、試験場で開発中のイモはやっぱりそういうそうか病にも強く、シストセンチュウの抵抗性も持っていて、なおかつ、男爵より採れるという部分を開発目標に育種はしております。そういったことでも、やはり男爵が、今の地位が揺るぎないというのは、食味とかそういった点、あとは早生ですから、イモを掘ったらすぐ秋まき小麦が間違いなくまけますよというような優位性は非常に高いんであって、そういった男爵に替わる新しい品種が求められているものも事実です。先ほど農業新聞の記事で別のことで議員触れられましたけども、同じ農業新聞で今新たな品種のゆめいころというのが開発されています。それが一般栽培にのるのは、まだあと2年後ぐらいのことなんですけども、それにつきましても、先般、開催された農協の地区別懇談会の中でもJAきたみらいとしても男爵に替わる品種として、このゆめいころというのに注目していて、そういった部分が販売ベースにつながるような形で戦略を考えていかなければならないというような説明もあったところです。だからそういった部分でゆめいころというのも完全に男爵とは一致している訳じゃないんですけども、男爵並みに早生ですし、食味も男爵の系統受け継いでいますので、近いというような部分があります。こういった品種を植えていくことで、先ほどの共同の質問ともちょっと重複しますが、土の移動プラス抵抗性品種を植えるということがシストセンチュウのまん延につながっていくと思いますので、そういったこともセットで重要な対策だということで捉えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、課長の言われたようにセットでやっぱり考えていかなきゃならんというのは当然そのとおりだと思います。ゆめいころ、これ男爵並みになるにはまだ10年、15年かかるのかなというふうに思いますが、やはりこういう新品种を取り入れて価格がとれて収量もとれるというものに育て上げなければ、産地としてなかなか残っていけないなというふうに思いますので、今後ともやっぱり行政の力をお願いをしたいということを思います。ただ、本町においては、やっぱり輪作体系上、イモの作付けというのは、将来的にも必要であります。イモを作ったあとに麦がくるというサイクルになっておりますので、その他のものでは、なかなか畑が空かないと。畑が空かないところにやっぱり麦の連作をしてしまうと麦の収量も落ちるということになりますので、4年輪作、5年輪作を心がけてやっぱり本町はやってきておりますので、連作上やっぱりイモをなくす訳にはいかないということになりますのでお願いをしたいなというふうに思います。収量、それから病害虫などのデータの積み上げを元にしてですね、安心してやっぱり孫、子の代まで作れる環境をやっぱり構築しなければならないなというふうに思います。

次にですね、シストセンチュウの防御策、まん延策なんですが、今申しあげましたように4年輪作、5年輪作を徹底するというのと抵抗性品種を作付けするんだということに

なりますが、まず最初に申し上げましたように、看板を立てていただいて、畑への民間人の立ち入りも禁止する、それから一番やっぱり困るのは雨風による土壌の移動、それから、どこから来るか分からない車、これがやっぱり斜網地区から来るのか、旭川地区から来るのか、帯広地区から来るのか分からない。そういう車がやっぱり土を運んできたり病気を運んできたりする訳ですね、それがどこから来てもやっぱり立て看板がある以上「あっこの辺はやっぱり注意しなきゃならん」と注意喚起を促すような看板を再度要請したいと思います。一度やっぱりシストセンチュウが出てしまうと、何を作っても減らないんですね、これはね。減らすためには、やはり男爵を作らない。これが一番なんですね。男爵を作らないとそれ以上は増えていかないんですね。男爵のストローから樹液を吸ってシストセンチュウ菌は増えていきますから、抵抗性品種を作って、5年、10年我慢してやっとならば10年に1回ぐらい男爵が作れるかなというような感じになると思います。それではなかなか経営が持ちませんので、今言ったお願いしたことを行政として、ぜひ前向きに対策を打っていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、今後のJAとの対策連携についてお伺いをします。

特に種芋耕作者、原種、更新用の種芋を作っている耕作者なんですが、1回出てしまうと種芋なんかほとんど作れなくなります。これらの耕作者に対する、今までイモを作ったことのない山手の作れば畑になるかなというような草地、それから離農跡地、それから放棄地あたりを種芋耕作者が希望すれば使えるようなあっせん等への考えはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今の種芋の生産の現状とそういった部分の種芋の作る農地をあっせんできないかという部分。こちらについては、農地の問題にも関係してくることであって、今のところ種子馬鈴薯耕作組合からは、そこまでのお話というのは実際承っておりませんが、実際このまん延が防止するためにこちらとしては対策を打ちますけれども、それで種芋がなかなか作る状況も厳しくなってきたというような部分でありましたら、そういった対策も含めて考えねばならないと思います。ただし、あっせんという部分については、種芋耕作組合であっても通常の一般の農業者の方であっても同じ公平性をもって、やっぱりそういったものを行っていかねばなりませんので、また種芋を作るにしても適地といいますか、ちょっと言い方は悪いですけど、耕作放棄地みたいなところでは、てんで話にならんというようなことで、私も思っておりますし、そういった場所の選定とかも含めて種芋組合とかとも話をそういったことが検討できればと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今すぐの問題でなくて、やっぱり長い将来を見越したときに、できるだけ既存のいい畑を何とか無病の状態に戻していかなくちゃならん。シストセンチュウをまん延させてはならんという観点に立てば、やはり代替地を用意していくべきかなというふうに思いますので、前向きな対策対応をお願いをしておきたいと思います。

次にですね、仮にJAから行政に対して道や国対しての要望書が出されたときの対応を伺いたいと思いますが、その前にJAと行政で農試、それから普及センターとの連携を図っていただいて、協力を得て、クロルピクリンという農薬があります。この農薬で畑を消毒して施策をすることをやっていただけるのかどうかをお伺いします。このクロルピクリ

ンの消毒というのは、反当10a当たり10万円から20万円の薬剤費、費用がかかります。非常に高価になります。面積が5反とか1町ぐらいの面積ではありませんから、反当たりの非常に単価が上がるということで、これはなかなか大変だけどどうなのかな、試験やってみるべきかなというふうに思いますが、そこら辺の所見をお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありましたクロルピクリン、これにつきましては、非常に府県とかで用いられる部分で、土壌消毒というような効果の高いものです。ただし、それを今、使ったとしてもジャガイモシストセンチュウの発生ほ場から外れるということがないので、こちらとしても、そのコストをかけたとして、クロルピクリンを散布したとしても男爵イモが作れるかということにはなっておりません。だから、議員もご存じかと思えますけども、一度発生したというようなことで発生ほ場に指定されたところは、今の馬鈴しょの防疫上は卒業判定というのがない状態にあります。だからわれわれも1回ほ場が発生したら、未来永劫その発生ほ場のシストが異常がないかというのを年に1回農協と行政で点検しながらやっていくというような体制をこれまでもとってきておりますので、その効果が高いことも重々認識しておりますし、その部分結構な農薬代もかかるということも認識しておりますけども、それについて、こういった発生が訓子府でも結構出てきているのでということからいっても、ちょっと現実的な対応ではないのかなということも認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 非常に現実的ではないような薬剤散布で押さえるというのは現実的ではないような考えですが、ぜひ試験として、やっぱり面積が10aでも20aでも構いませんので、やってみるべきかなというふうに私は思います。お願いをしておきたいと思います。

これ最後になりますが、町長に最後にお伺いしたいんですが、今後の拡散を防ぐために何としてもこう訓子府町での広がりを防いでいかなきゃならんというふうに思っています。これは男爵イモだけの問題ではなくて、仮に作れなくなれば、ほかの作物を作ることになりますので、これは使用面積などのからみがありまして、1戸の面積が非常に大面積になってきております。経営上の非常に大きな問題になってきますので、今後の行政としての対応を町長に最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） もうご存じかと思えますけども、JAきたみらいと私どもの行政で協議会の体制を作っております。小野委員長を中心にしながら行政のやるべきこと、JAきたみらいがやるべきこと、これについて万全を期してやっていこうと。今19ほ場の中でシストセンチュウが出てると。これは雪解けになって、またその周りを検査をしていくと、さらに増えていくという可能性は十分あります。ただ現時点で私どもがやれること。これは北海道の農政部長、それから総合振興局長に対しても強く要請をしている点があります。現時点で金の問題でいくとJAも事業主体になりながらも何とか財政的な支援をしていただけないかと。例えば畦畔作ったり、いろいろしたり、洗浄したりするとか、いろんなことに対する財政的な支援です。それから検査体制です。今、農業試験場では防虫関係の専門職いないんですよ北見農試は。これは中央農試に検体持って行ってですね、

計っていくという、できるだけ早く検査をして結果を見て、その対策を打つということがこれから急務だと思いますので、道の農政部に強く言っているのは、かつて病虫担当の研究者が訓子府に何人かおりました。こういう人が今、退職しておりますから、こういう人たちのアドバイスをいただけるような体制を作っていただきたい。それから農協が独自にですね、オホーツク農業協同組合連合会を中心にして、その検査体制をオールオホーツクでできないかっていう要請を渡邊勝美会長の方に要請をしていると思いますけども、なかなかシロシストの体験からですね、斜網の方はこう重たいという状況もありますけども、少なくとも検査体制とその後の対応については、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、できることは打っていくということですね、行政としても農協と一緒に進めていきたい。西森議員からご指摘のありましたように、看板のこと等含めて、さまざまな提案に対してですね、現実的にどうかというのは、実際の生産者は非常に真剣です。私のもとにもついこの間、ジャガイモ振興組合の代表とその前は種芋組合の代表も来て、直接お話を聞いたりしていますので、生産者に寄り添いながら、できるだけ状況を整えながらですね、拡散を防いでいきたい。こんなことでお許しいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 2番、西森信夫君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。会議時間が残っております。議会運営委員長から委員会での報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

令和4年度各会計予算に関連する議案を審議するため、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第14号および議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員を予算審査特別委員会委員に選任し、特別委員会に議案第14号、議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会での付託案件の審査のため、ただいまから、この定例会を休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査のため、この定例会を休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） 本日は、これにて本会議を散会いたします。

散会 午後 2時00分